

第三十四回国会 衆議院 社会労働委員会 議 録 第十七号

(三三三)

昭和三十三年三月十六日（水曜日）

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 永山 忠則君

理事大石 武一君 理事大坪 保雄君

理事田中 正巳君 理事八田 貞義君

理事藤本 捨助君 理事滝井 義高君

理事八木 一男君 理事堤 ツルヨ君

池田 清志君 大橋 武夫君

加藤録五郎君 龜山 孝一君

川崎 秀二君 齋藤 邦吉君

中村三之丞君 中山 マサ君

早川 崇君 古川 文吉君

山下 春江君 亘 四郎君

赤松 勇君 伊藤よし子君

大原 亨君 五島 虎雄君

多賀谷眞裕君 中村 英男君

本島百合子君

出席國務大臣

厚生 大臣 渡邊 良夫君

労働 大臣 松野 頼三君

出席政府委員

厚生事務次官 内藤 隆君

厚生事務官 森本 潔君

（大臣官房長）

厚生事務官 太宰 博邦君

（保険局長）

厚生事務官 小山進次郎君

（年金局長）

労働事務官 三治 重信君

（大臣官房長）

労働事務官 堀 秀夫君

（職業安定局長）

委員外の出席者

議 員 八木 一男君

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官） 加藤信太郎君

（保険局長）

（厚生事務官） 加藤 威二君

（保険局長）

（厚生事務官） 戸沢 政方君

（保険局長）

（厚生事務官） 館林 宣夫君

（保険局長）

（厚生事務官） 川井 章知君

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

（厚生事務官）

（保険局長）

三月十六日

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

は本委員会に付託された。

本日（三月十六日）の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案（八木一男君外十二名提出、衆法第一七号）

によって当然大きな影響が三十四年度予算に現われてくるわけですが、従って日雇いにどういふ影響が現われ、船員保険にどういふ影響が現われ、厚生年金にどういふ影響が現われるか、数字をもって一つお示しを願いたいと思うのです。

○太宰府委員 政府の案は、今日の段階に相なって参りますと、施行期日等につきましても、もし政府案でいくという事になりますと、やはり若干の修正をお願いしなければならぬと思つてゐる、こういうことになると思つてゐます。

○滝井委員 私は修正をお願いしなければならぬという事はわかりませんが、客観情勢は、政府は船員保険法等の一部を改正する法律案を基礎にして三十四年度予算を組んでおられるわけですが、ところが今国会を通りそうな情勢なのは、与党の方の法案です。そうしますと、これは公布の日から起算して三ヶ月をこえない範囲で政令で定める日から施行します。これは端端的に申し上げまして、一部ですが、施行期日は全部まちまちになつておりますが、船員保険法等の一部を改正する法律案の附則の一条及び四条に関する限りは三十四年度の六月一日からこれを施行する形になつておられるわけですが、そうするとこれだけでも大きな予算の狂いがあります。歳入歳出に大きな狂いが出てくるわけですが、そうするとこういう歳入を基礎にして計算をしておられる厚生年金自体にはやはり大きな狂いが出てくるわけですが、それでしよう、二百二十七億の歳入というものがなくなるわけなんです。従つてこれは三十五年度の二百三十三億の運用収入に見合うものなんです。これ

だけのものがなくなつちゃうんですから、保険経済に重大な影響を及ぼす。これは年金だけの経路じゃない、他のものにも同じですよ。だから一つ、今ここで言つてもなかなかすぐは数字の答弁はできないと思つて、議員立法を通すことによつて三十四年度にどういふ影響を及ぼすかということ、午後まで一つ表にして出してもらいたいと思つてゐます。

それで大臣、おわかりだと思つてゐます。片方は、三十四年度の六月一日から実施している、議員立法の方は、三ヶ月をこえない範囲内において政令で定める日から施行するのですから、実際はずつとあとになつて、三十五年の四月一日になるのです。これは参議院を通るのに、今の情勢ならそう簡単にすぐは通らぬですよ、社会党の態度やその他もありまして、大会のときは休むのは慣例ですから、ころばぬ先のついでで言つておきますけれども、参議院でも、デモ規制法だつて何だつてとまつてしまつて、だから、そういうものがあつて、大臣どうですか、またほかに質問を続けますけれども、今の数字を午後委員会の冒頭に出してもらえますか。

○渡邊国務大臣 とりそろえてお目にかけます。

○滝井委員 とりそろえて出していただくから、ぜひ一つ出していただきます。この質問はそれまで留保しておきます。

次は日雇労働者健康保険や船員保険に關連をして監査の問題をこの機会に少し尋ねておきたいのです。

最近、日本医師会と日本歯科医師会あるいは厚生省との間に申し合はせ

たいのができております。私も厚生省からその申し合はせをいただきましたが、三十五年二月十五日に申し合はせができておるようでございます。この監査の問題は、今後の日雇健康保険の運営、船員保険の運営にも重大な関係のある問題で、あと健康保険だけではございません。従つて、まずその申し合はせの内容について、国会を通じて国民に明らかにしておいてもらいたいと思つてゐます。

○太宰府委員 これは昨年の臨時国会等におきまして、当委員会でもいろいろ御議論がありました。保険、医療機関の監査をめぐつて痛ましい事故が起きた。それに關連してと申しますか、私も前から考へておつたのであります。従来そういう監査によつて明らかになつた事故の内容を檢討してみますと、もう少し事前にわれわれが指導を適切にやつておつたならば、そういう大ごとにならなかつたのでないか、こういうふうなふうに思ふことがございます。それで、これは一つ指導という方向にさらに徹底することを考へたらどうであらうか、かように考へておりましたところ、関係の医師会の方から、やはりそういうふうなことにいつて考へるべきではないだろうかといふようなお話もありましたので、ちょうどそれで一緒に考へようじゃないか、こういうことになつたわけであり

ます。

それから相対の月日はかりましたけれども、ようやく本年の一月でございしますか、厚生省、日本医師会及び日本歯科医師会という間に申し合はせが一つできて、これからこういう方

向で協力して、連絡を密にしてやつていこうということになつたわけでありまして、従来は保険医療機関につきましては、厚生大臣が指導監督の権限と責務を持っております。これに基づいて、医療監査要綱あるいは指導大綱といふようなものができておるわけでありまして、この行政が指導監督する権限は、これは何ら動かすものではない。またたまたまその指導監督の大綱でございしますところの監査要綱及び指導大綱それ自体も、何ら動かすものではない。ただ指導大綱の実際の運営のやり方をさらに改善をする、こういうことにつきましても、さらに行政は力を入れて指導の徹底を期する、また関係の医師会、歯科医師会も、それぞれに會員について自主的に指導に努めるように努力する。そこでこれは自主的にやるわけでございますが、行政の方と連絡をよくして、この実効が期待して上るようになつて、こういうことが第一でございます。

それからその指導のやり方につきましては、やはりほんとうに指導の実が上がるためには、できるだけさして指導するということが必要であらうといふことで、努めて個別指導というものをやるようにする。そして順序としては、やはりそういう必要のあると思われる人々から優先的に行なえるように指導する。それからその個別指導のやり方につきましても、必要がある場合には、この患者の実態調査を行なつて、それをもつて指導するといふことがやはり必要になつてくる。これもよろしからう。ただしそれが特に医師と患者との関係に悪い影響を及ぼさ

ないようには十分注意してやる必要がある。またその調査というものは、指導を徹底するためにやる調査であり、いろいろな事例が出ましても、直ちにその結果をもつて監査の対象にするといふふうなことは原則としてはしないようにしよう。しかしそう申ししても、その事例から、あるいは他との均衡その他から、これはやはり黙視し得ない、指導の段階では済みし得ないといふようなものは、さらに調査を継続いたしまして、その結果によつて適當な措置をとる、こういうふうなことにいたしまして、何らかの間違いということがあつたならば、指導の段階においてなるべく直していくということがねらひでございます。ただしそう申しましても、やはり数多くの人の中には、間違った大きな間違いをする人がないとは限らない。それはそれとして監督をせざるを得ないであらうが、原則として通常はその指導に重点を注いでいく、こういうふうなことの申し合はせができたわけでございます。私もこれによりまして、今後できるだけこういう第一線の機関を補助して指導の実益が上がるように、そして保険医療におきましてまたま何かの間違いがあつたとすれば、それはごく初期の段階において是正するものは是正していただく、そういうことによつて大きなことにならないようにできるだけ努力していきう、こういうことが中身でございます。

○滝井委員 社会党が健康保険法の一部を改正する法律として、監査に關する法律を御提案として、今政府及び与党提案の四法案ともどもに委員会に付託審議をされる状態にあることは御

存じでしょうね。

○**太宰府委員** 冒頭に、委員長からそういうふうになられております。

○**滝井委員** そうしますと、今おっしゃったようなことは法律にはどこにもないです。どうして法律改正をしないのです。今おっしゃったようなことをやるならば、どうしてこの法律を改正しませんか。

○**渡邊國務大臣** 行政措置で間に合いう、かように存じておる次第でございます。

○**滝井委員** それこそ間違ったものなんでしょう。法律でうたてないようなことを行政でできる、できるというてやるとなると、日本の政治の官僚化が問題になって、政党の政治というものがうしろに引いてしまふんですよ。今のようないふことが必要とするならば、これはやはり法律でびちと書くべきだと思ふのです。だから社会党は身をもって、今の申し合わせ事項を法律で示したわけです。どうですか大臣としては。社会党は、今の通りの法律を作っておるのです。今行政でやるの、その通りの法律を作っておるの、その通りが、この社会党の法律を通す御協力を政府として願えましょうか。

○**渡邊國務大臣** 私どもは、先ほど申しましたように行政措置でけっこう運営ができるだろう、かように存じておりますので、それを認めるとか認めないとか問題にしておりません。

○**滝井委員** 認める認めぬの問題ではなくて、今おやりになることは法律には出ていないんですよ。今の監査要綱とか指導大綱というようなことは、全くわれわれ国会議員の関知しないものです。国会の関知しているものは、健

康保険法のこの法律ですよ。そうだとすれば当然法律で明記すべきだと私は思うのです。それを明記せずにどこかでそこそこやるといふことは、これはわれわれこうやって聞かなければ、今のようないふことをやったことはわからないのです。国会が知らぬようなことをどこかよその団体ややって、うしてこれはこういうことになりました、行政措置でやれますというものがおかしいのです。そういう話し合いがびちとついたら、それを法律の軌道に乗せて、折り目を正して行政というものが行なわれなければならぬと思ふのです。そうでないと間違いが起るのです。太宰さん、今あなたのおっしゃったような申し合わせを前にもやったことはありますか。

○**太宰府委員** 昭和三十一年でございまして、この指導大綱を作りました場合に於いて、やはりその具体的な運営につきまして、医師会、歯科医師会と申し合わせをいたしました。

○**滝井委員** それに何と書いてありますか、一つ今の申し合わせを参考のために全部読んでみて下さい。その当時の三十二年の申し合わせをお読みになつていただきたいと思ふのです。大きな声で大臣によく聞えるように……。

○**太宰府委員** これは「一、指導を行うに当たっては、知事は医師会、歯科医師会と協議して計画を樹て、個別指導に際しては、両者相協力して行

う。医師会、歯科医師会が右の指導に積極的協力するものとする。一、指導の際発見せられた不当事項について、直ちにこれを監査の対象とする」となく、指導によってその改善を求めるものとす。但し、指導を行つても

改善が行われない場合は爾後において適切な措置を講ずるものとする。」こうあります。

○**滝井委員** その通りです。今あなたのお説明になったことと、あとでお説明になったこととどこが違いますか、本質的に同じじゃないですか。こういうように、三十二年に申し合わせをやつておる。お互いに協力して指導します、そうして指導した結果、すぐにそれは監査にはかけませんとちゃんと書いてある、それと同じような、今度これを少し言葉を変えて敷衍したようなことだけじゃないですか。三十二年にやつたことが実行できなかった、それは行政の申し合わせだから実行できなんでしょう。これを法律にきちとやつて、初めて今度これは大衆のものになり国民全衆の血と肉になるのです。行政は行政の範囲にしか出ないのです。国民のものになかなかないにいくのです。それはどうしてかという、国会という最高の機関を通じていないからです。もしあなた方がそれをほんとうにおやりになるならば、法律で出すべきです。これは一体どうして法律で出せないか。社会党が出せる法律をどうして政府で出せないか、法律で出せない理由を一つ言つてみて下さい。

○**太宰府委員** これは法律的な根拠は、健康保険法で申しますと四十三条の十でございまして、それは御承知の通りです。その根拠に基づいて、あとは厚生大臣の行政権にまかせられておることとございまして、そこで厚生大臣といたしましては、指導監督いたします場合のまず大綱といたしまして、監査要綱なり指導大綱をきめる。これについては法律の規定によりまして中央

社会保険医療協議会に諮問してきめたわけとございまして、これは行政大臣にまかせられた権限で、それをやっておるわけとございまして、それに基づいて、その実施を円滑にするために関係の団体とも協議するということ、これはまた厚生大臣として当然でございまして、あえて法律としてこれを論議すべき必要はない、かように考えるわけとございまして。

○**滝井委員** それならば、こういう申し合わせなんか必要ないじゃないですか。申し合わせなんかやらなくたって、大臣が行政の範囲でできるならば、必要ない。申し合わせを三十二年にやつたけれども、間違いが起つたのでしよう。間違いが起つて、また同じような申し合わせをして間違いが防げるといふギャンランテイが何かあります

らば、これはわれわれが関知しておる。われわれが関知しておるから、われわれはあなた方のやつたことをきちと監視する責任がある。ところが申し合わせでは国会は関知していません。だからこういう申し合わせができない。だからこういう申し合わせができない。これを軌道に乗せることができなかったの、われわれは今度法律でこれをきちとすることはきつた方がいいだろう、こういう形なんです。法律ならばこれははつきりするのです。ところが医師会、歯科医師会との申し合わせだけならば、医師会、歯科医師会が強制加入じゃないのですから、これに入っていない会員がおるのです。法律ならば日本国民九千万のすべてに、しかもすみずみにわたつてこれは規制をしていける。ところが申し合わせでは

そうはいかぬという欠陥が出てくるのです。だから、こういう申し合わせができたならば、それにのつとてやるべきです。私は四十三条の十は監査であり、四十三条の七は指導であるといふことは、もう百も知つております。あなた方がこういうものを出しておるのも知つておるけれども、三十二年の申し合わせと今度と一体何が精神が違いますか。文句もほとんど同じだ。三十二年の申し合わせが実行できなかったからといって、新しい申し合わせをして事があるなどという安易なものじゃないと思ふのです。だから、こういう大事な問題は、国会で与党、野党共通の問題として問題にして、そうしてしかも関係団体と申し合わせができたならば、フランクな気持でそれを法律として出してくるというのが当然です。法律は何も簡単な法三章が法律なのじゃない。近代の立法というのは、かゆいところに手が届くようににわたりやすく書くというのが法律の形態になつてゐるのです。今あなたが読み度

の通り三十二年七月の申し合わせと今度の申し合わせとは大して違わぬ。そうしますと、具体的にお聞きします、あなたが指導をおやりになるといふが、一体どういう種類の指導をおやりになるのですか。具体的に指導の種類を……。

○**太宰府委員** これは先ほど申し上げました社会保険医療担当者指導大綱、この線に基づいて指導をいたすつもりであります。

○**滝井委員** 指導の種類はどういう種類がありますかと言つておるのです。

○**太宰府委員** ちょっと聞き違へしたかもしれませんが、集団指導と個別

指導とを個別

指導とを個別

指導とを個別

指導とを個別

でない場合にはある程度の制約がある

ことはいたし方がない。しかしそういう点がありましても今日の状態においてはやはり相当指導していただく、また指導の成果が上げられる分野が相当あるのであります。医師会の指導というものがこれによって無意味になるといふことは毛頭ないのであります。

○濫井委員 私が言っているのは、指導で一番大事なのは何だと言ったら、館林さん、答えないけれども首を振って、診療報酬請求明細書が一番大事なところだ、こうおっしゃっている。そうすると、自主指導をやる場合に明細書を見てよろしいかどうかということなんです。そのイエス、ノーを言ってくれたらいいですよ。いいですか、館林さんが「社会保険医療担当者の指導監査について」という方針を説明した中に——これは館林さんの下の中原事務官が具体的には説明していますね。その中で、「個別指導を優先的に行うもの」——(一)基金、国保審査委員会で屢々注意を受けたもの又は書類の不備返戻の多いもの、(二)保険課の諸調査(傷病手当金調査等)の際、診療内容に屢々問題を生ずるもの、(三)請求明細書の事後調査で再照会されたもの、(四)過去に戒告、注意を受けたものの、(五)過去に指定又は登録取消しを受けた、再指定又は再登録されたものの、(六)初めて指定又は登録されたもの。こうなっております。そうすると初めて指定登録されたものの指導というものはまず何が一番大事かという、請求明細書ですよ。これを医師会が見て指導する権限を医師会に与えなくて指導なんということは、本に「つて魚を求むるたぐいですよ。太宰さん、これは保険局長の資格がない、金くないで

す。これであなたが指導の実を上げる
ことができるというなら、木によって
魚を求むるよりなお困難なことをやれ
ということですよ。こういう大事な点
が現在行政の盲点になっている。これ
をもってあなたが日本の社会保険が
大きく前進するなんて考えたら大間違
いです。何でこれをやらせないのです
か。これはどうしてできないのです
か。館林さんが認め、しかも優先的に
指導するには請求明細書がなければならぬ
というところはここに証明しておる
じゃないですか。しかもそれは医師会
を経由して基金に出しているのです。
基金に出すときに医師会がこれを自主
的に見て、そしてやれば、全部間違
いが起こるんで済むのです。つえとい
うものはこんでやらかつえを与えん
じやおそののですよ。ならばぬ先の
えというのが日本の昔からのことわざ
じゃないですか。それを医師会には自
主的に会員の指導に努めなさいと書い
ておるくせに、その自主的な指導の中
には、請求書は見えてはいけません、
請求書を見るのが指導で一番大事だ
ということを一方では言っておいて、
一方ではそれを見てはいかぬ。支離滅
裂じゃないですか。思想分裂、精神分
裂です。そういうことではわれわれは
納得ができませんのです。専門家のあな
た方どうですか、請求書を見るのが
一番いいでしょうか、どうですか。館
林さん、あなたは専門的な立場から局
長なり大臣にきちつと言わなければだ
めですよ。

○館林説明員 お尋ねのように問題が
あるわけでございます。請求明細書に
は患者の秘密事項に属する部分ござ
いますので、その取り扱い行政庁と

しても慎重を要するわけでありました。ただしお話のように、指導に際して請求明細書が重要な資料であることもまた間違いないことでございまして、その点で医師会におきましては個別指導のような特別な指導を行なう際に請求明細書を必要とするであらうと思われるわけですが、そういう特に必れる要とするような場合には、請求明細書を資料として医師会側に貸してやるということもやむを得ないことであるかもしれませんが、その場合には当然に患者の氏名がわからないような何らかかの扱いをして貸与する、このような方法を打行なうべきである、かように考えております。

○滝井委員　またあなたも少しとばけた答弁をしておる。医師会に貸すというときは審査の終わったあとでしよう。指導というものは、審査をやる前に、これを出すときにやるのが指導なんですよ。医師会を経由して基金に出して、減点か増点か知らぬがやられて、そしてそれを指導したんじゃないんですよ。請求書を出して、それがまだ基金に行く前に指導して間違いを直し、そして間違っておるところは書き直して出させることが一番の指導ですよ。それによって指導の実は上がるのですよ。あなた、そんなとばけた答弁をしちゃだめです。それならあなたも資格がないです。

そういう点については請求書が一番大事だということをおっしゃった。ところがそれには患者の秘密があります。それじゃ今度の申し合わせで、患者の秘密は指導をやれば必然的にわかってくるんだが、それはどういうことで防止することになっていますか。

○館林説明員 従いまして今回の通達並びに都道府県保険課長会議の指示におきましても、特に患者の秘密保持に類するような注意をいたしたわけでございまして、指導に当たりましても、必ずしも患者の名前を知らなくても、指導のできないものではないわけであります。

〔大石委員長代理退席、委員長着席〕

カルテと請求明細書との照合は被保険者番号でできないわけではございませんので、指導の際にはそれらの点に十分留意してやるようにという点は、私どもも十分検討の上で指示いたしましたわけでございます。

○濫井委員　そうしますと医師会に事前に請求明細書の過誤を正させる、こういうことも指導の一番大事なところなんですから、秘密を守るように指導したらいいい。そうでしょう。それを守ってもらえさえすればいい。だから、そういう問題があるので、法律できちつと書かなければいかぬと言うのですよ。あなた方は、自分の方の指導その他は、患者の名前を伏せたり、患者の秘密保持のために、医師会の患者調査の立ち会いは断わるとか、こういうことを言っておるが、それならば法律にきちつと書いたら一番よくわかる。こんなもの、事務官に演説をさしておつて、それで能事終われりとする。からこういう間違いが起るのですよ。

大臣、今御説明の通りですよ。指導が一番大事なのは、請求書が出るときに間違いを押えて直させるということです。これはころばぬ先の手えです。これが完璧になれば、監査の門は審査によつて開かれる。審査から始まるの

です。従つて審査の前に予防しなればならぬ。厚生省はどうも病人の出たことばかりに頭を使つて、予防行政というものが抜けておるから、こういう点まで大きな穴があくのですよ。もう少しこういう点に留意しなければだめです。どうですか、医師会の自主的な会員の指導の中で請求書を見てもよろしいか悪いのか、これを一つはっきり答弁して下さい。それは基金に出したものが返つてきたものを見るのじゃ指導にならないのですよ。なつても、それはもはや半分くらいは指導の価値しかないということですよ。だから、まず出すときに、全部秘密を守ること、を建前にしてやる。そのためには私は、法律的な基礎を与えなければいかぬ、こういう考え方なんです。それが今言つたように指導の最大のかなめだとするならば、副にかなめが抜けておつたら、これはだめなんです。副はかなめがあつて初めて副としての役割を演ずる。ばらばらとなつておつてごらん下さい、処置なしですよ。大臣、どうですか。今専門家の館林さんが言う通り、指導にはやはり診療報酬請求明細書を見なければならぬ、一番大事なことだとおっしゃる。これが、医師会の自主的な指導で見る必要がないのだとおっしゃるなら、一体医師会はどういう指導をやつたらいいか、こういうことになります。大臣、どうですか。

○渡邊國務大臣 明細書を作る前に要綱についての指導ということは私はいいと思います。

○滝井委員 大臣にもう少し明細書その他の実物を見せてやらなければだめですよ。こういう大事な問題をやると

○滝井委員　大臣にもう少し明細書その他の実物を見せてやらなければだめですよ。こういう大事な問題をやると

○滝井委員　大臣にもう少し明細書その他の実物を見せてやらなければだめですよ。こういう大事な問題をやると

きに、あなた方だけが、下でこういう技官会議に出て、みな、いばって演説したか、謙虚な態度で演説したか知らぬが、演説しておる、大臣は請求明細書の内容をよく知らぬということではいかぬです。こういう大きな問題になっておるときには、請求明細書の現物を持っていて、こういう工合にしてやるのですということをきちっと大臣に示さなければだめです。各医師がどういう工合にしてこれをどこへ出すかという実態を大臣に説明して、事前の審査はこう、基金の審査はこうと、きちっと御説明申し上げておかなければいかぬですよ。そうしないと今の局長、あなたの手元だけでこういう大きな問題を処理してはいかぬ。申し合わせができたなら、その申し合わせの表面のつらだけを見せないで、その奥に横たわっておるところを大臣にもう少し克明に御説明申し上げておかなければ、政党政治は行なえませんか。とにかく、診療報酬請求明細書は全然見てはいかぬ、こういうことなんですか、どうですか、局長さん。

○**太宰府委員** この診療報酬請求明細書を、当該患者の秘密にわたることです。従いまして、患者の了解でも得ていないならば格別、それでない限りは、私は見ることは適當ではないと思う。従いまして、支払い基金に請求いたします場合に医師会を経由してやるということは、私どもは適當ではないと考えております。それからまた、そういうものを見る権限を今の医師会に与えたらどうかというようなお話でございしますが、今日の段階においてはまだそういうことをすることは適當でない、これは任意団体でございまして、まだ医師会に入っていない人がたくさんおられるというふうないろいろな点からも考えまして、そういうことを指導なりすることを経由するの権限としてたゞいま医師会に与えることはまだ適當ではない、かように考えております。

○**滝井委員** 診療報酬請求明細書が医師会を経由することが適當でない、こゝうおっしゃいましたね。今医師会を経由しているのですよ。それはやめさせるのですか。

○**太宰府委員** しておらぬはずであります。もししておるところがありますればもう一べん検討いたします。

○**滝井委員** 現在みな医師会に集めて医師会が持つていくのです。われわれのところは福岡県ですが、みな持つていっている。そうしなければ大へんですよ。きちっと六日にみな集めて一括して基金に持つていくのですから、一人々々が送つておつたらどこにいくかわからぬですよ。大事なお金ですから。請求明細書というのは金券と同じです。しかもそれは秘密を含んでおられるのです。それで金と引きかえてくれるのですから。それは各医師会みなやつておりますよ。基金に直送はしておりません。それは医師会がちゃんと見なければ、今言ったように請求の間違ひや何か事務的な間違ひがあるといけないうので、全部やつていっている。今から二、三年前までは、われわれはみな地区で審査をやつておりました。現在東京都なんかやつておられるのじゃありませんか。国民健康保険は医師会を経由しなければならぬことになったでしょう、東京都は、どうですか。

○**太宰府委員** 各地で一括してただ中を見ないで素通りしていくというならば大したことはない。中を見て送っていくというものでありますならば、私どもとしては検討してみなければならぬ。どうしてそういうようなことになっているのか、私はおそろくそういうことにはなっていないと思ひます。その点は調べてみます。

○**滝井委員** 中を見る見ないじやない、現在医師会を経由するということが事務的に中を見ないということになるのです。東京都の国民健康保険はどうなつておりますか。東京都の国民健康保険は今度十月からきちっときまつたでしょう。基金に直送していただきますか。わからなければ国民健康保険課長を呼んで下さい。

○**太宰府委員** 調べてあとでお返事いたします。

○**滝井委員** すぐに国民健康保険課長を呼んで下さい。なつておるはずですよ。こういう大事なところをもう少ししっかり腹に入れておつてもらわなければだめですよ。勉強が足らぬのです。あなた方はそれが商売じゃないのですか。そういうようなことがきちっとわかつてなくてどうしますか。

次に小集団の指導ということがあつたのです。これは一体どういうことですか。

○**館林説明員** 十人か二十人を一カ所へ集めまして指導するやり方でございます。普通でありますと一日に五名内外を個々に相当時間をかけて指導するわけでありまして、それほど個人々々に時間をかけないで、内容によりましてはそれらの人々に共通に説明をし、また内容によりましては個々に一部は見るというような指導の方法でございます。

○**滝井委員** そうしますと、どういふ人が個別指導を受け、どういふ人が小集団指導を受け、どういふ人が大集団指導を受けるのですか。大集団というのは小集団より大きな集団ですね。これは医師会にまかしていいのか、あなたの説明によると、集団指導は医師会にまかしていいと書いてあるのです。個別指導は能率が上がらぬ、だから県の実情によつては小集団指導を加味してよろしい、こうなつておるのです。どういふ人が個別指導でいき、どういふ人が小集団指導でいき、どういふ人が大集団指導を受けることになるのか、これは、個別指導を行なう人はこういうものを優先的にやるのだということ、は、さいせん言つたように、中原事務官が説明してありますね。今太宰府局長も説明しました。それはわかります、優先的にやるということ。ところが今度小集団指導に優先的にかかるとは、どういふものですか。

○**館林説明員** 個別指導は必ずしも優先的なものばかりではございません。理想的には全医療担当者に対して個別指導を行なうことが望ましいわけでありまして、ただし事務能力上必ずしもそのようなには急速にはできませんので、何年かには一回は個別指導も受けられるようにというふうな計画を基本的には持つて行なうべきである、かように考えます。そこで最初に個別指導の計画を立てるにあたりましては、優先的なものをまず先にやる、残りの部分は能力がありますれば医師会等と十分連絡をとりまして、地区別に実施をしていくか、あるいはさらに診療内容の平均から上下に隔たつような人から実施をしていくか、そのような多少の区別をつけて優先的な実施を考へてもいい、これは個々に現地で十分医師会側と連絡をとつて計画を立てて、現地に即した方法がよろしい、かように考へております。

○**滝井委員** 個別指導と集団指導と小集団指導というのは別に大した区別がなくて、個別指導をやる人は、特に中原事務官が説明しているような条件のものは優先的にやつていこう。そうすると医師会が行なうのは主としてあなたの説明では集団指導をまかせる、こういうことになつておるが、個別指導はまかせないのですか。

○**館林説明員** 医師会に特別な計画があつて個別指導をやつていこうということであれば、別に行政庁の行なう指導に差しかえがない限り、もちろん医師会が個別指導を行なつていいし、またその方がむしろ行政庁としては望ましいと思つておるわけでありまして、

○**滝井委員** そうすると、その場合の個別指導の具体的なやり方を少し具体的に説明してみてもいいませんか。どういふことを個別指導するのか、医師会がやる場合と行政庁がやる場合とこれは当然違ふだろうと思ひますから。

○**館林説明員** 医師会が指導を行ないます場合と行政庁が指導を行ないます場合は本質的には相違はございません。ただ入手し得る材料の範囲が違ふわけでございますので、行政庁の方がしさいな点にまで指導が行き届くであろう、かように思つておるわけでありまして、指導のやり方としましては、先ほどお話をいたしました、もしも支払い明

金等で注意を受けておる、あるいは査定を受けておるというような点がありましたが、その内容を十分時間をかけて、本人の説明を聞く、もし不当でありますれば、その旨を告げて、今後直してもらう、こういうことをするわけでありました。また他の医療機関と違つた独特の治療方針をとつておるという点も指摘して、一般的な診療方針に変えるようにしていただく、また調査の内容と請求との食い違いがあり、また治療担当者も告げて、もしも医療担当者側に間違いがある場合には直していただく、こういうような注意をしていくことになるわけでありました。その最後の部分は、カルテと請求明細書との食い違いは、医師会が指導する場合でも、もしも十分な注意をもって患者の秘密事項が漏れないようなことでこれらの資料が手に入れば、医師会といえどもできるわけでありましたが、患者の実調の結果請求明細書に食い違いが生じた場合には、これは行政庁でないでできないかもしれません。これらの点が行政庁と医師会の指導との違いであらうかと思ひます。基本的には指導大綱の線に沿つて医師会もやるといふことでございまして、保険医療機関として守るべきことを指導してもらつたという点になりますので、あまり大きな違いはないと思ひます。

●**滝井委員** どうもますます画面点晴を欠く感が深くなつてきた。と申しますのは、支払い基金から注意を受ける、そうして本人の意見を聞く、次回からそれが直つておるかどうか、こういうことが問題ですね。さらに独特の治療をやつておる、そんなもの独特の治療は保険ではいけませんから一般治療に直さないで、直つておるかどうか、これは個別指導をやる場合には一体何を見たら一番はつきりするのですか、請求明細書でしよう。前の月に神経痛に独特の注射をしてもらった、私のところにもおりましたよ、ノボカインを至るところにも打つたのですよ、そうしてホルモンの注射をやる、ザルプロをやる。これは独特の注射だ。門前市をなす。ところがこんなものを保険は絶対認めませんよ。ホルモンをやつて、ノボカインを痛いところに打つてやつて、ザルプロを打つては熱くなつて、一時ははつとして、すつと直つた感じがする。そして門前市をなす。ところがこれは認めない。認めないが注意をする。やっぱり出ていくのです。だから今度医師会が見て、君だめだ、こんなものを出したら、また君の監査をやり、注意を受けるから直さないといふ。そこで返しちまう。ところが今のあなたの御意見では、独得のものをやつておるが、これを基金にやつてしまふというのですけれども、また減点。また監査なんですよ。ここなんです。長らくあなた、これで飯食つておるのだから、前もってそれを基金の前に直してやるのが指導でしよう。これが親心といふのですよ。それをわざわざ今度は、また基金までやつておつて、そうしてまた返して、お前いかぬ、監査の対象だ、患者調査だといふことでは、やたら役人をふやすばかりです。こんなことは国民の血税を浪費するばかりです。医師会に前もって見せたらいいんじゃないか。それだったら法律で見る権限を与えて、医師会が悪かつ

たら医師会法を話し合つて改正したらいい。それをやらすして、あなた方があなたの方の権限の内部だけでものを決して、そして日本の医療行政といふものはおれたちの権限と権力でない。指導といふものは、これはもう罪が起つてから指導したのでは間に合いません。今のあなたの御説明で、ますますその感を深くしてきて、そしてそういう個別指導のやり方ではますます直りにくい。われわれの肉體だつて、あなたもわれわれも医学を習つた中で、あなたが、白血球と白血球がからだの中にある、白血球が入つても、それが自浄作用をやつてくれるから、われわれは少々の白血球が入つた健康でやつていくのです。医師会の内部でやつていくの良識はあります。良識は指導してはいる。だから悪いものがあれば、みずから切るだけの力を持つておると思ふのです。歯科医師会だつて同じ、薬剤師会だつて同じです。それくらい信頼感をあなた方が与え切らずして、それだけの腹がなくて保険行政指導をするといふのは、私に言わしめればおこがましい。断じてできないのですよ、そういう方針では。私は今から太鼓判を押しておく。それで二年のうちにこういうやり方で問題が起つたならば責任を追及しますよ。きょうは私ははつきりと言つておく。この前三十二年に同じことをやつて、あやまちが出て、今度申し合はせをした。それでは万全の態勢ができたといふ今のおそらく言明ですから、それで間違いが起つたらお二方

の責任を追及しますといふことを、こゝで私ははつきりと言つておきます。大臣はそのときおられないかもしれませんが、その点は一はつきりしておきます。

次は個別指導をやつて、患者の実態調査に入りますが、これは一体どういう条件がそろつたら、個別指導から患者の調査に入るのですか。

●**館林説明員** 個別指導から患者の実態調査に入る場合は、個別指導の際に患者の実態を調べた上で、もう一度指導をした方がよい、かように考えた場合、あるいは一たん指導をしておいて、その指導は口頭で指導したのであるが、それが実際に十分理解されておるかどうかというところを、実際に示していただく、なお直すべき点があれば直してもらつて、このようなことを考えた場合にしばらくつたつたからの調査をする、こういうような場合でございします。従つて個々に、これはこれこれという条件がそろつたから、患者の実態調査をこの際して指導した方がいかんかといふことは、個々の事例でございします。ことごとく、特別にこまかい条件といふようなもので考えていくべきものではない、かように考えます。

●**滝井委員** 指導大綱のどこに患者の調査をやるということがあります。調査については触れてないだけでございします。別に調査をやることもやらないうちも書いてございしません。従つて指導の際には調査を行なわないとも、指導の際には調査を行なうとも書いてないわけでございますが、その点は今回は調査を加味していきたい、こう考えたわけでございます。

●**滝井委員** それならば指導大綱を変えたらどうです。指導大綱なんて書いてありますが「個別指導においては、個々の保険給付及び保険医療に関する事務並びにその診療内容について書類等を閲覧し、懇切丁寧な懇談指導を行う」と書いてある。患者調査するなんて書いてない。この通りです。それならば今度三項に新しく書いていただければいい。指導大綱に書かぬことを、医師会との申し合はせは監査要綱と指導大綱でやりました、これを一歩も出るものではないでございせんといふ答弁を一番冒頭にしておる。ところが今度ははみ出したものをやる。指導大綱には患者調査の患の字も書いてない。「事務並びにその診療内容について書類等を閲覧し」と書いてある。これは一体患者調査じゃないでしよう。患者調査ができるのは九条の二ですか、九条の二でできるでしよう。これでやるわけですよ。こういうものが出ていく場合は、これは特別の場合ですよ。だからどうもあなた方は立法者の精神を簡単に曲げて、何でもかんでもおれらの権限だといふふうにならなう。それだったら医師会と話し合つて指導大綱を変えてもらつた。いやい。指導大綱はこんなものはない。監査には出ていますよ。指導は監査ではない。四十七条の七と四十三条の十一とは、厳然としてわれわれ立法者は区別している。それだったら社会保険診療担当者指導大綱の五の「方法の中にもう一項3を入れた、そういう場合には患者の調査も行ないます」といふことを書かなければいかぬ。そうしてその上で指導をいたします、これが指導大綱です。ところが指導大綱

じゃないかというのです。あなたの方は、大綱に書いてないことも指導の実を上げるためにはやらなければならぬというならば、一つ今度こういう申し合わせが出て自主的にやらせるということで、実がもっとよく上がるということはあるならば、それをとることは

今度の申し合わせに基づいて、こんな
ちゃちなものじゃなくて、きちっとし
たものでお出しなさい。こんな大きな
問題になっておる。簡単に考ええに
なっておるけれども、人間が二人死ん
でいるんですよ。今のままでいくと、
まだ死にますよ。だからこういう点も

○滝井委員 指導と監査とが今まで通りで、一つも変わらぬというなら問題ないのです。何も申し合わせなんかやる必要はない。指導と監査が今度は変わってきたわけでしょう。今までと変わってきたんじゃないですか。同じです。どうもこれは私少し違ってきた

申し合わせてお互いに意思の疎通をはかっておかなければ、ここではつきりさしてもらわなければならぬと思う。一体どの程度をやるのですか。

○館長説明員 事例によって必ずしも数を限定できないわけでございまして、大きな医療機関であれば多数の患者調査

○館長説明員 指導のための調査でございまして、五名ないし十名程度で差しつかえはなからうと思えます。ただし、今お話のありました。さらに必要があつて患者の実態調査を行なうという場合の調査は、相当厳密な調査を必要としますので、それよりさらに多数を

必要とする、かように考えております。

○濫井委員 個別指導の場合においては、五人ないし十人、さらにそれ以上に必要とする場合は五人ないし十人より幾分数が多くなる。だいぶわかつてきました。

そうしますと、個別指導は、一体医療機関の数として一年間にどの程度おやりになりますか。個別指導をおやりになる数……

○館林説明員 事務能力の点もございまして、これはちよつと一がいに私も申しかねると思うのでございまして、多ければ多いほどいいということでは指示はいたしておりますけれども、これは実際に実施してみますと、各県ごとに相当な違いが起こる。多いところはあるいは三割、それ以上もできるかもしれないし、少ないところはそれよりだいぶ少ないというようなところの程度というところはちよつと申し上げかねると思えます。

○濫井委員 そうしますと、多いところで三割、まあ事務能力の点があるから、それ以下のところもある。こういうことになると、中原事務官は三十五年度で全保険医療機関の二〇ないし三〇％に個別指導を行なう、こう指示しておるのです。事務官の方が課長や局長よりえらいらしいですね。国会で課長さんや局長さんや大臣が答弁できぬことを、全国の保険課長会議で堂々と指示されているから、世の中は石が流れて木の葉が沈むような状態になっておる、これが厚生省の災患かもしれないね。悲しむべき災患ですよ。そうしますと、中原事務官の言によれば、二割ないし三割の保険医療機関を指導

する。保険医療機関となつておる。保険医療機関を個別指導をやるというが、指導大綱のどこに書いてありますか。

○館林説明員 この雑誌の記事は別といたしまして、主として指導に來てもらうのは、その医療機関で診療に従事する医師、特に管理者たる医師が最も多いかと思ひます。

○濫井委員 この説明でも、保険医療機関と療養担当者と両方やることになつておるのでしよう。あなたは、この大綱をよく読まなければいかぬですよ。対象、指導は、すべての社会保険医療担当者を対象とする。機関とは書いてないでしよう。――一目的には書いてあるけれども、三の対象には書いてない。対象になぜ書かないのです。一には以下云々と書いておるけれども、あなたの答弁でも、管理者とおつちやうだ。だから、そういうみそもくも一緒にまぜるような行き方ではないかぬのです。これは違ひでしよう。自分たちが、法律ではつきり保険医療機関と保険医と区別しておるのに、機関と医者を一緒にしてもいいのですか。それだったら、健康保険を健康保険担当者と全部直して下さい。健康保険で、機関と保険医と二つに分けなければだめだということ、あなたがこの所信だつたでしよう。ところがこういう場合に違ひなつたら、今のうちに一緒に書いておるんだという。それなら違ひでしよう。指定の条件も取り消しの条件も、保険医と機関は違ひの条件です。第二薬局の問題が出てくる。第二薬局を何と指示しておるかと思つたら、これがこの前の答弁と違つた指示をして

おる。「病院構内に設置する第二薬局については、薬事法上の薬局と認められたものであれば、指定を拒否できない」と書いてある。そして「保険薬局の調剤料の審査・支払の際、処方箋の内容に問題があつた場合、薬局に責任はない。師匠の明細書と突き合し、適正方を指導する。但し、薬価基準以外のものが調製された場合は、薬局の責任である。こういうようなことが書いてあつて拒否できないから、保険局はこういうような形を認めていくのですか。大臣はこの前、文部省と検討して善処する、医務局はそういうものは好ましくない、こういう答弁をした。明らかに療養担当者で保険医療機関とは違ひでしよう。それだったらこれをきちつと分けなければ、前に一緒に書いておるんだといつても、われわれは今までこれは一緒にでないと見ておる。一緒に扱うなら、これからは健康保険機関と保険医とは一緒にだ、カッコで法律を全部直して下さい。これは、病院の悪事が露見をして、呼ばれるときには、管理者の院長が呼ばれるし、やつた保険医が呼ばれるのではありません。そうすると、院長が呼ばれるときは機関として呼ばれるし、片一方は療養担当者あるいは保険医として呼ばれるのです。はつきり区別しておかぬと、こちらを担当者だということになると院長だけ来ればいいのですか。そういうわけにいかぬでしよう。こういう点はもう少しはつきりしておかぬと、こういうところから間違ひが起こつてくるのです。前に、目的のところ、両方のものを一本に書いておるということならば、健康保険法を全部健康保険法と改題して下さい。そうすれば健康

保険は二重指定というものはなくなつてしまふのですから……。毒づくようになるけれども、そういう点はもう少し折り目を正してきちんとやつてもらわなければ困るのです。

もう一つ、さいぜん太宰局長の御説明の中にもありました、調査の結果で適切な措置をとるといふことがありました。この申し合わせの五項にも、さらに調査の上、必要に応じて適切な措置をとることを書いてあります。この適切な措置とは一体どういうことですか。

○太宰政府委員 これは、さらに調査をいたしました結果を総合判断いたしました、やはり指導において済ましていいものは極力指導で済みます。しかしその結果として、これはやはり監査にかけなければならぬというふうなものにつきます。これは監査に持つていく、こういうことであります。

○濫井委員 そうすると、適当な措置というものは監査ということですか。もう少しはつきり説明してくれませんか。調査の上、必要に応じて適当な措置をとるといふのは、監査にいく場合と、もう一つはどういうことになるのですか。

○太宰政府委員 これはその結果を総合判断いたしました、指導ですか、あるいは場合によりましてはまた監査にいく、このいずれかをとつていく。指導にする場合もあり、場合によつては監査にする場合もある、こういうことであります。

○濫井委員 そういう場合は、もう少しはつきりしておいてくれませんか。どういふ場合に指導に回つて、どういふ場合に監査に回つるかというわけですね。これは申し合わせをしたからには恣意的にやられちゃ困るので

す。社会党の今度の提案では、それは政令で定めることにしておる。四十三条の十で質問やら書類の審査をやるわけですね。それから第二段階では、立ち入り検査、それから出頭命令が出るわけですね。これは監査を二段にしておるわけですね。第一段から第二段にいくという場合は、質問やら書類の提出を頑強に拒否する。それから指導しても再度悪事が続いていくというふうな場合、それから第一段階でいろいろ調査をしたけれども、書類ではどうしてもやはり根が深いということが大分明白だといふようなときに第二段階になることにしておる。あなたの方で、この適当な措置は監査と指導という二つに分かれるというならば、一体どういう場合には監査、どういふ場合はもう一べん再指導に回つて、これははつきりしておかなければならぬのです。これは行政官としての当然の義務ですよ。われわれだってそういうふうに分けておる。第一段階の監査から第二段階の監査にいくという場合には、そういう悪質な者以外はだめなんだということをばつきりしてきておるわけですね。だからこういう場合には何か基準をはつきりしておかなければいかぬのですよ。こういう点については、どうも中原事務官もはつきりしていないようにあるのですが、どうですか、基準があれば一つ……

○館林説明員 これはなかなか基準で定めることのむずかしいものでございまして、何で調査をし、何で不正があつたからといひましても、不正の内容にもよりますし、例数で定めることもできませんし、また金額でそれらのこともきめられない。また故意にはなは

だしい不当を行なうというようなことを
を詳細に文字で形容することはむ
ずかしいわけでございますので、やは
り個々に検討した上で指導によるも
していくことが適当と思われるのは
指導による、それ以外のものは監査、
こういう区別をせざるを得ないわけ
でございます。

○滝井委員 そうすると、必要に
適当な措置をとるというのは、指導
と監査があるということだけで、そ
のけじめはあなたの方づけ切れぬ。ケ
ース・バイ・ケースでやるよりし
やうがないということですか。

○太宰府委員 詰めて申しますと、
その実態をにらんできめるとい
うこと、なまじっかものさしみたい
なものを作ると、かえってそれが実
態に合わないようなことも起るとい
うことでございます。全体の精神に
照らして考へて参るべきものと考
へます。

○滝井委員 はなはだ政治的にな
ってきた。これは行政ですから、あ
まり政治的じゃ困るのです。かゆい
ところに手の届くような指導があり、
そこにはきちんとしたものさしがあ
るべきとおもいます。

○館林説明員 これらの医療機関に
勤務する医師の必しも大多数が医
師会員でもございませぬし、結果
的にやはり行政が行なう指導を受け
るようになると思ひます。

○館林説明員 大きい病院等の医療
機関、組合病院等は、それに従事
してゐる医師が全部医師会員であ
り、また医療機関側も医師会の行
なう指導を受けて、差しつかえない
というものであれば、医師会が指導
を行なう場合があるわけでございます。

○滝井委員 おかしいですね。これ
は一体何の申し合わせですか。病
院であらうと診療所であらうと私
的医療機関であらうと公的医療機
関であらうと公的医療機関であら
うと、これは今後日本の皆保険政
策を順当に遂行するために、監査
なり審査なりというものが非常に
大きな問題になる。だからこれを
順当にやるためには、公的医療機
関の別なく医師会に自主的に指導
をやりなさい。拒否すれば別です
よ。拒否すれば私的医療機関だつ
て別ですか。拒否することが前提
でなくて、やめることを前提にして
いるのでしょうか。

○館林説明員 医師会が講習会等
を行なう場合には、官公立病院の
医師会も医師会に入っております
が、医師会には個別指導できません
か。

○館林説明員 医師会が講習会等
を行なう場合には、官公立病院の
医師会も医師会に入っております
が、医師会には個別指導できません
か。

○滝井委員 厚生省が行なう理
論的根拠は……。

○館林説明員 これらの医療機関
に勤務する医師の必しも大多数が
医師会員でもございませぬし、結
果的にやはり行政が行なう指導を
受けるようになると思ひます。

○館林説明員 大きい病院等の医
療機関、組合病院等は、それに従
事してゐる医師が全部医師会員
であり、また医療機関側も医師会
の行なう指導を受けて、差しつか
えないというものであれば、医師
会が指導を行なう場合があるわけ
でございます。

○滝井委員 おかしいですね。これ
は一体何の申し合わせですか。病
院であらうと診療所であらうと私
的医療機関であらうと公的医療機
関であらうと公的医療機関であら
うと、これは今後日本の皆保険政
策を順当に遂行するために、監査
なり審査なりというものが非常に
大きな問題になる。だからこれを
順当にやるためには、公的医療機
関の別なく医師会に自主的に指導
をやりなさい。拒否すれば別です
よ。拒否すれば私的医療機関だつ
て別ですか。拒否することが前提
でなくて、やめることを前提にして
いるのでしょうか。

○館林説明員 医師会が講習会等
を行なう場合には、官公立病院の
医師会も医師会に入っております
が、医師会には個別指導できません
か。

○館林説明員 医師会が講習会等
を行なう場合には、官公立病院の
医師会も医師会に入っております
が、医師会には個別指導できません
か。

○滝井委員 厚生省が行なう理
論的根拠は……。

○館林説明員 これらの医療機関
に勤務する医師の必しも大多数が
医師会員でもございませぬし、結
果的にやはり行政が行なう指導を
受けるようになると思ひます。

○館林説明員 大きい病院等の医
療機関、組合病院等は、それに従
事してゐる医師が全部医師会員
であり、また医療機関側も医師会
の行なう指導を受けて、差しつか
えないというものであれば、医師
会が指導を行なう場合があるわけ
でございます。

○滝井委員 そんなばかなことは
ないのです。何で行政の指導に入
れなければならぬのですか。官立
病院の医師は何で医師会に属し
ていけないのですか。医師会の指
導を受けていかぬのですか。何で
行政の指導を受けていかぬのです
か。何で行政の指導計画に入れ
なければならぬのですか。そんな
ばかなことはないのです。大臣、
ごらんのことではないですか。あ
なたが知らないうちに、こういう
行政指導が行なわれておる。こう
いう行政指導が行なわれておる。
勝手に一事務官が国会の答弁と違
うことを堂々とうすに演説で述べ
ておる。そういうことを全国の技
官に言っておる。指導官というのは
技官ですよ。それに演説している。
それを撤回しなさい。撤回しな
さい。撤回しなさい。官公立病院
といへども、平等に、これはどこ
でも指導を受けることは当然です
よ。医師会に入つておるならば、
医師会は医師会員の自主的な指導
をやるのです。官公立病院という
ものは行政庁がやるのだ、その計
画の中に入つておるのです。その
計画の中に入つておるのです。そ
ういふように官尊民卑の思想をあ
なたの方が持つておる限りは日本
の皆保険というのはだめです。や
り直ささい。きょうの答弁とずい
ぶん違つて

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○滝井委員 そんなばかなことは
ないのです。何で行政の指導に入
れなければならぬのですか。官立
病院の医師は何で医師会に属し
ていけないのですか。医師会の指
導を受けていかぬのですか。何で
行政の指導を受けていかぬのです
か。何で行政の指導計画に入れ
なければならぬのですか。そんな
ばかなことはないのです。大臣、
ごらんのことではないですか。あ
なたが知らないうちに、こういう
行政指導が行なわれておる。こう
いう行政指導が行なわれておる。
勝手に一事務官が国会の答弁と違
うことを堂々とうすに演説で述べ
ておる。そういうことを全国の技
官に言っておる。指導官というのは
技官ですよ。それに演説している。
それを撤回しなさい。撤回しな
さい。撤回しなさい。官公立病院
といへども、平等に、これはどこ
でも指導を受けることは当然です
よ。医師会に入つておるならば、
医師会は医師会員の自主的な指導
をやるのです。官公立病院という
ものは行政庁がやるのだ、その計
画の中に入つておるのです。その
計画の中に入つておるのです。そ
ういふように官尊民卑の思想をあ
なたの方が持つておる限りは日本
の皆保険というのはだめです。や
り直ささい。きょうの答弁とずい
ぶん違つて

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○滝井委員 そんなばかなことは
ないのです。何で行政の指導に入
れなければならぬのですか。官立
病院の医師は何で医師会に属し
ていけないのですか。医師会の指
導を受けていかぬのですか。何で
行政の指導を受けていかぬのです
か。何で行政の指導計画に入れ
なければならぬのですか。そんな
ばかなことはないのです。大臣、
ごらんのことではないですか。あ
なたが知らないうちに、こういう
行政指導が行なわれておる。こう
いう行政指導が行なわれておる。
勝手に一事務官が国会の答弁と違
うことを堂々とうすに演説で述べ
ておる。そういうことを全国の技
官に言っておる。指導官というのは
技官ですよ。それに演説している。
それを撤回しなさい。撤回しな
さい。撤回しなさい。官公立病院
といへども、平等に、これはどこ
でも指導を受けることは当然です
よ。医師会に入つておるならば、
医師会は医師会員の自主的な指導
をやるのです。官公立病院という
ものは行政庁がやるのだ、その計
画の中に入つておるのです。その
計画の中に入つておるのです。そ
ういふように官尊民卑の思想をあ
なたの方が持つておる限りは日本
の皆保険というのはだめです。や
り直ささい。きょうの答弁とずい
ぶん違つて

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

○館林説明員 行政の指導計画
の中に入れておくようにというこ
とでございます。

及しません。では午前中はこれくらいで……。

○永山委員長　午前中はこの程度にして、午後二時まで休憩いたします。

ます。しかしながら、残念ながら雇用
の安定がまだ完成いたしておりませ
んし、そういうことで失業者が多い、半
失業者が多いという状態に対して、失

国会から出ているわけでございますが、私どもの考え方では、これはめったにない、希代の悪法だと考えておるわけです。労働大臣は、最初出された

うかと拝察するわけでありすが、政府としては一年二カ月前の法案を——今一番残念に思うことは、どうしてこんなに時間がかかったかということであり

通せば後に、そのときよりも先に進まない、後退してしまうという内容を含んでいるわけであります。前責任者である倉石君に対する友情もありましよ

う、同党としてのよしみもあるうけれども、何千万の国民に対する労働大臣の責任はそれよりもはるかに大きいわけです。倉石君が何を言おうと、どんなに面子を失墜しようと倉石君自身が失敗をしたのであれば、その面子の失墜するのはあたりまえであります。それがまた倉石君が政治家として発展するものになるわけでありまして。失敗をしながらも、それにごまかされて、同僚の小さな見地のよしみで守り育てられて、そのような悪い政治が前進するとすれば、倉石君自体にとっても、政治家としての進展はそれにとまりません。倉石君の問題なんかどうでもよい。岸内閣にとっても、前の誤りを正さないというならば、岸内閣自体もかえの軽重を問われる。そういうことを判断なさる責任は現労働大臣にある。誤りは正さなければいけません。それだけの理由のあるものは撤回をして出し直すのがあたりまえである。それをもし撤回をする理由がないとおっしゃるならば、労働大臣は労働行政を担当される資格はないと思う。これくらいいろいろ申し上げるけれども、労働大臣はその聡明といわれる頭をもつて判断すれば、この法案は後退であるということははっきりおわかりになるわけでありまして。おわかりになりながらやれないとおっしゃるのには、その辺の原案を出した局長連にごまかされている。そういうことではりっぱな労働大臣とは言われません。前に出たものはそれでいいのだということでは、ほんとうの労働大臣として勤まりません。誤ったものは今直ちに閣議を開くことを要求して撤回する、そのような覚悟でこの問題を検討されなければなりません。

ばなりません。この問題についてそれだけ真剣に御検討になったかどうか。○松野國務大臣 それは当然引き継ぐときには検討をいたしました。いろいろこれは議論の多いところであることは私も承知しております。しかし絶対これが後退である、有害だという判断ではなからうか。確かに議論のあることは私も承知しておりますが、その議論が絶対的なものかどうかということ、これはまだ今後の問題あるいは今日の問題においても議論の分かれるところでありまして。従ってそういう心配のないように、前進した労働行政を打ち立てたいというのが私の念願でありまして。もちろん私も、必ずしも私のいうことが百パーセントだとは思っておりません。しかしそういう心配のないように、次々ほかの施策もあわせて労働行政をやらなければならぬ。失業保険法だけが労働行政のすべてでないことは御承知の通りであります。しかしそういう不安があるならば、不安のないように直しながら、今後の労働施策をしていくことが妥当だと思っております。その一つが与党修正という形で出てきたのではなく、総論的に考えなければならぬ。私はそういうふうな意見でこれは引き難いわけでありまして。

うか両省で聞いて両省で御判断を願いたい。厚生大臣にもさっきの考え方を労働大臣と御一緒に聞いていただきたい。それから、もう一回復習をしたいと思います。渡邊厚生大臣に聞いていただきたいのですが、今までの労働大臣の御答弁は、基本的に労働省の雇用の促進、それから労働条件の改善、そういうことを主体として考える。なお残念ながら雇用の政策が完全にいっていない現在の、失業者がいる。その失業者に対しては雇用の促進をやる。雇用の促進は量的なものであると同時に質的なものも考える。すなわち労働条件がいい、具体的に言えば賃金がいい、安定している、そういうことも考えるという建前で労働行政上の方針を明らかにされたわけでありまして。この御答弁はまさに九十九点くらいであらうと思っております。かなりいい御答弁だろと思うます。それにつきまして、船員保険法等の一部改正案が非常に悪い法律である、倉石忠雄君のごとき一個人の仁義などを重んじないで、岸内閣のために、日本の全国民のために、この悪法を撤回したらどうかということに対しては、非常に微温的な御返事であって、必ずしも悪いものとは思われないというふうな御返事でありました。その前に、一年有余にわたりました。これが審議をされながら、与党も強行採決をされようとしたというところにつきましては、この法案に非常に重大な点があるというのを申し上げた結果、その答弁として労働大臣はここのようにおっしゃったわけでありまして。これから続けますが、関連して厚生大臣にお伺いしますから、どうかや

く御一緒に聞いていただきたい。労働大臣の先ほどおっしゃいました基本的な労働行政——船員保険法等の一部改正案と、さらに与党とおっしゃいましたけれども、与党の斎藤邦吉君の提出された失業保険法等の一部改正案は、本質的にそう変わりありません。しかしこの二つの法案は、労働大臣の労働行政の基本方針と大きく反しているわけですか。どこが反しているか、お気づきになりませんか。○松野國務大臣 失業保険法の一部改正については、反しているとは私は思いません。御承知のごとく、これは待期日数の減少とか、あるいは比率の引き下げとかいうものも含んでおりますから、失業保険法の改正が全然労働行政に相反した法律だとは私は思っておりません。

な財政がございますから、いわゆる被保険者及び労働階級に対して、何らかのことでサービス面を引上げるといふことでございせん。これは会計の問題であります。従って、会計が非常に不十分なときは三分の一までさらに引き上げるといふ附則とか、新しい条項がついておりますから、これは私は会計の問題だと思っております。労働行政そのものに——それが三分の一が四分の一に引き下がったからといって、直ちにそれでは給付金額が違ふかという、それは変わりありません。これは会計の健全性からくる問題であるということ、私は何らかの疑念を持つわけではございません。

○八木(一男)委員 とらわれずにお答えを願いたいと申し上げておきますので、その点は一つじっくりとしたいと思います。政府案を守る立場ばかりでは筋が通らないのです。これはいまだかつて見たことのないでたらめな法律です。それを理解して答弁していただきたいと思うのです。まず失業保険法の部分あるいは船員保険法の失業の部分は今一応重点としてお伺いしますが、そのほかに、先ほど料率の引き下げというのがあります。たね、料率の引き下げについてはどうお考えですか。

○松野國務大臣 千分の十六を千分の十四に引き下げております。これはもちろん負担の軽減ですから、どちらかといえば、その徴収者、被保険者からいえば負担の軽減になるということでありまして。

○八木(一男)委員 そうすると、被保険者から見ると有利であるというふう

お考えでございますか。

○松野国務大臣 給付金額が同様ならば有利になるわけであります。

○八木(一男)委員 まず、先ほどおっしゃいました会計上の問題であつて、

制度が悪くならないからとおっしゃつたが、それが根本的に間違ひであらう

と思う。大体失業保険というものはど

ういう性質のものか、失業保険法の第

一条をあらうになつたら、失業中の生

活の安定をはかるということになつて

おる。この基本法は憲法第二十五条

だ。憲法で保障された、健康で文化的

な生活を維持する、それがもとになつ

て、健康保険であるとか、失業保険で

あるとか、年金であるとか、そういう

制度が組み立てられておるわけであり

ます。一方医療保障の方は、病気のとき

に、自己負担がなしに、あるいは少

なくして、完全な医療の措置を受けら

れるということが目的で医療保障が行

なれておる。所得保障は、年金とか

失業保険とか、そういうものです。所

得保障というものは、所得能力がい

ろいろな意味でなくなった場合に、こ

れを保障して、その間の生活の安定を

期するものが社会保障の組み立てであり

ます。厚生年金も国民年金も失業保険

もそうである。それからまた健康保険

にある傷病手当金もそうである。これ

は所得保障の範疇にある。所得保障と

いうのは、所得がなくなった人にそう

いう保障をして——社会保険のシステ

ムである場合もあれば、ほかの場合も

ありますけれども、大体において日本

では社会保険のシステムで発達してお

るわけです。それでやることになつて

おる。はっきり言えば、所得がなく

なつたことに対する補てんなのだ。そ

れならば、その中の失業保険というも

のは、失業ということで賃金がもらえ

ない。もちろん労働者として働いてい

るのであるから、ほかの生産手段、農

地とか、商店とか、工場とか、そうい

うものを持っていけない人が原則であ

る。従つて、賃金がなくなつたなら

ば、生活の根源がなくなるわけです。

しかも政府の雇用政策が完全ではない

ので、すぐ転職、再就職ということ

は非常に至難である。そういう状態に

おいての失業保険でありますから、再就

職までの失業の期間中、失業保険でこ

れを補てんするというのが当然の原則

であります。失業保険というものは

そういうものであります。失業保険

は、現行法においては、一番長い人が

二百七十日しかない。その次が二百

十日、それから百八十日、ひどいのは

十日というような短い給付期間しか

ないわけでありまして。そんなもので

失業保険が完成したというふうにして

おられるならば、これは社会保障を

語る資格なし。労働者の保護を語る

資格もなし。労働者の保護を語る資

格もなし。労働者の保護を語る資格

もなし。労働者の保護を語る資格も

なし。労働者の保護を語る資格もな

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

し。労働者の保護を語る資格もなし

の契約に従つてあるいはその制度に

従つて今日政府がやるのですから、こ

れを二年に延ばせば万全かという

ところ、そういうわけでもありません。

それよりも早く雇用の道に進ませる

ということが実雇用政策の中心であつて、失

業保険でどうぞんまかなつて、一生失

業保険で暮らせればいいじゃないか、

これは雇用からいうと幸福な事態じゃ

ないのです。逆に今度は失業保険の雇

用面における影響を見ますと、失業保

険が短いほどいい雇用になつてい

る。これは御承知の通りなんです。職

をやめて翌月に次の職につかれる方

はいい雇用です。これが三ヶ月、四

ヶ月、一年もたつとだんだん条件が悪

くなるのです。従つてできれば労働省は

早く、失業保険が満期にならぬうちに

雇用の道に進んでもらうように指導す

ることが実はいい雇用政策だと思

う。

失業保険をだらだらもらつてい

うことは、雇用面からいうと幸福な事

態じゃありません。それよりも失業保

険の翌月一般の雇用に行かれる。これ

を私たちは理想にしている。六ヶ月あ

ると、六ヶ月までは就職活動がおのず

から不活発だということで、なるべく早

く雇用にいつていただきたい。しか

し、残余の期間が惜しいじゃないかと

いうような話がありますから、与党修

正案というものが、そこにお気づきに

なつて、そうしてそれじゃあとの残額

は支度金で差し上げましょう、そうす

れば早く雇用に向かわれるであらうと

いうので、自民党の賢明な修正案の趣

旨はそこをねらつたのじゃないかと私

は思います。だから失業保険というの

は雇用面から言うて促進なんです

から、できれば私は失業保険は三ヶ月

以内で済む方が国家的に言えば幸福な

事態です。そういう意味で、長い方が

いいかというところはいきません。で

きだけ短くして雇用の道に進むことが

私はいち道だと思つてゐるのです。

○八木(一男)委員 雇用の問題との関

連というものはこれからよくよく申し

上げます。それでまたそういうことに

ついての御答弁を伺いますが、長く

なつてしようがないからそのまゝでい

かない。しかしこの与党の修正案のこ

をおしやるのは、政府としてはお

しやる資格がないと思う。あなたは与

党の政調会のメンバーとして出て来

ておられるのじゃない。与党のことは

聞いておられます。与党の修正案は悪

いとは言つておられません。われわれも

正案の中にあります三つの点ですね、

これは悪くありません。しかし、悪

くはありませんけれども、失業保険の

改悪が——これは悪い点が百とすれ

ば、いい点は一くらいのものです。そ

の二つ、悪い点は外に明らかに見え

ます。そのような悪いものでかぶせ

て、極悪非道の鬼がきれいなお姫さ

んのペールをかぶつてゐるというこ

は一目瞭然とわかるのです。そんな

ものを援用に使つたところであつた

の質を問ふことはできませんから、こ

の点は観念して、よけいなことを言

わないでまともな返事をしていただ

きたい。

それで政府委員にちよつと伺いた

いのですが、失業保険の給付の、たと

えばデンマークとイギリスとニュージー

ランドとフランス、これはどのくらい

期間があるかということをお教え

もら

い

ま

いたい。

○堀政府委員 給付期間につきましても、たゞいま御指摘の資料はちょっと手元に持ち合わせておりませんが、私が今手元に持っております資料で申し上げまして、あと抜きました部分はすぐ……。

○八木(一男)委員 聞いたところだけでいいです。よいけないところは言う必要はありません。

○堀政府委員 カナダが三十六日でございます。ギリシャが五十日、オランダが……。

○八木(一男)委員 そんなところは聞いてない。聞いたところだけでいいです。

○堀政府委員 たゞいま御指摘になりました国につきましては、手元に資料を持っておりませんので、すぐ取り寄せて後刻御答弁申し上げます。

○八木(一男)委員 社会保障の比較的完成しておるといわれているニュージーランドやイギリスやデンマークの資料なしに、労働大臣に、四十日の国があるというのでたまたま答弁をさせるものではないです。そういうのでたまたま答弁で国会がごまかされるとしたら間違いです。ギリシャがどうかとか、日本よりはるかに程度の低い国の例を述べる必要はありません。労働大臣、四十日などというばかりの一つ覚えみたいなそんなものを持ち出して答弁しようと思つたら大間違いです。そういうことで、失業保険給付を、たゞいま世の中にどんな国があろうとも、再就職までの失業保険の本則です。それを知らなければ失業保険とか社会保障を論ずる資格はない。これは私ははっきり言います。どんなに抗弁されて

も、そういう気持ちのものであるということも肯定なさらないかつたら、これは労働大臣はほんとうの社会保障も労働行政も知らぬということになる。

それでほかの問題に移りますが、今度金額の方であります。金額の方も、今の水準は賃金の六割でありまして、賃金の六割というところは、六割に生活を縮めなければならぬというところ。憲法では、健康で文化的な生活を保障しなければならぬ。失業保険では、強制適用で保険料までとつて、失業のときの生活の安定に資するという目的の法律を強制適用して、無理やり保険料までむしり取つておいて、そうして六割給付です。そんなものが理想のものであるというやうな判断であつては、これは労働行政を語る資格はありません。当然給付率を上げなければなりません。それについてのお考えを伺いたい。

○松野国務大臣 失業保険は、これはもともと失業保険の立て方が、日本は六割を基準にして失業保険法ができておるのですから、これを急に給付を上げるというならば、徴収率も上げなければならぬ、相関関係のあるものであつて、日本の場合は六割を基準に失業保険をきめておるのですから、六割を急に上げるならば、すべての法律を変えなければいけません。いきなり給付だけを七割にするということでは保険財政は持つものではあります。またそういうことが急にできるものではない。やはり保険は長い目で見て、保険係数というものを基準にやるべきものであると私は思う。従つてそう急に大きな改正を、今ここに金が余つたからといつて急に給付を上げるといふこと

では将来はどうなるのだ、やはり貴重なお金を被保険者から預かつておる立場ですから、今日の失業者ばかりでなしに永遠の失業者のことも考えなければならぬのだ、将来ともこれは長い目で見ていたなければならぬ。今日六割で別に高いとは思つておりませんが、大体六割というのは国際水準に達しておる、この辺が一つの基準ではなからうか、私はこう考えております。

○八木(一男)委員 今の御答弁を正しく理解をいたしますと、給付率を上げるなり給付金額を上げるといふことは原則的には賛成である。しかし会計のことがあるから、ちよつと余つたからといつてそう軽々に上げることはできない。上げることにについては考慮するといふうな御答弁であつたと理解してよろしうございますね。

○松野国務大臣 被保険者からいへば高いに越したことはない。しかし今日の失業保険法は六割という基準に徴収率をきめて給付金額をきめてやつておるのですから、これを七割、八割に上げるといふならば、徴収率から何かさすべからず八割に上げるといふことは軽率過ぎる、こういうことを申し上げておるわけでありませう。

○八木(一男)委員 上げるとすればどういふことは、上げ得れば上げたといふお考えですか。それとも上げるのは全然反対ですか。

○松野国務大臣 今日徴収率から見れば、千分の十四といふことになるならば六割といふところが妥当であらう。もしこれを千分の二十に上げていといとおっしゃるならば、これは将来給

付金額も上げていといふ議論になるでしょう。しかし千分の十四という徴収率をきめた範囲では六割といふところが妥当でありませう、こういうこととでございます。

○八木(一男)委員 千分の十四といふうなことは日本の法律では通つていないのですよ。おこがましいです、そんなこと。どこに法律がある、千分の十四の法律が。

○松野国務大臣 政府が一年二カ月前に提案したのは、千分の十四といふのを提案しておるわけでございます。

○八木(一男)委員 そういふ政府独断ではいかぬですよ。これは法律事項です。法律事項は国会の協賛を経なければ、国会で議決を経なければ通らな。現在あくまでも千分の十六ですよ。千分の十六の時点で論議をしなければいけない。それを勝手に政府が千分の十四にしてやりたい、それをやらなければ倉石君の仁義について面子が立たない。そんなものは国の政治じゃありません。法律はあくまでも千分の十六ですよ。

○松野国務大臣 現行法は千分の十六であります。従つて千分の十六で六〇%という契約を今日やつて、それで保険経理ができておるわけでありまして、従つてこの水準においては六〇%といふのが妥当ではなからうか、こういうわけでありませう。

○八木(一男)委員 千分の十六の十六で、可能であればやりたいといふことですか。

○松野国務大臣 千分の十六で六〇%といふものを基準にやつておるのですから、私はその範囲内ではこれが妥当だ、こういうわけでありませう。

○八木(一男)委員 千分の十六で非常に黒字が出た。それでこの問題が起つた。労働省の腰荷の連中ががんばり切れないで大蔵大臣に負けて、倉石君が閣議でばやばやしておつたためにこういうことがきまつた、そんなことはみんな知つておる。労働省としてはそんなことはしたくないといふ考えがあつた。ところが、一番のキャブテンが腰抜けで、ほかのことはばかり考えておるからそういうことになつた、そういうことなんですよ。松野君が悪いことは言つていない。しかしその悪いことを踏襲すれば、松野君も同じやうに悪人になる、腰抜けになるのです。人の責任を無理におつかぶるやうなことをせられなくてもいいのです。また厚生大臣の方も、こんなに悪い法律と心中するやうなことをしないで、厚生年金と日雇だけ出せばいいのです。労働省と厚生省は極端に連絡が悪過ぎている。しかしこういう悪いことだけは連絡がいい。そんなばかな話はあつたものじゃない。

ところでもとに戻りますが、今の十六でありますから、十六であれば、当然保険金の底上げとか全体の引き上げといふことは今のところ可能なんです。黒字が出たからといって軽々に何とかと言われましたけれども、失業保険の黒字傾向は数年間ずっと続いているわけですよ。しかも労働大臣は雇用の拡大に努めておられるわけですよ。雇を増大したら失業保険が減つてくるのは常識です。この黒字をもつて給付改善に充てられないといふんなら、労働大臣は労働行政と言つておることを逆行させて、失業者をふやす政策をとらうといふ、あるいは岸内

〔大石委員長代理退席、藤本委員長代理着席〕

六木(一男)委員 雇用の問題との関

第一類第七号

社会労働委員会議録第十七号 昭和三十五年三月十六日

業者が少しずつ減ってきたことは悪いことじゃありません。だから、幾分は御我慢のことも割引しながら、聞いておいてもいいですけども、とにかく減ってきた。これからも減らすつもりで一生懸命やられるでしょう。そうし

ます拡大される、こっち側から言っているんです。拡大するのは認めます

○松野国務大臣 当然雇用の拡大を中
心にやるのですから、失業保険という

見ですからつつしんで拝聴はいたしま
すけれども、質問をそらして答弁なさ

第十七号 昭和三十五年三月十六日

○松野國務大臣　經濟を拡大して、雇
用を拡大して失業者をだんだんなくす
るということが私の政策の中心であり
ます。従つて失業保険がだんだん赤字
になるといふ考えは私は持つておりま
せん。

策をとって、失業者減少政策をとって、それが実効を収めれば失業保険の

○松野 国務大臣　ただいまもお答えしましたように、雇用が拡大して失業者

だきたい。それは直接法の方が問題がはつきりするんですよ。黒字基調が拡

から、三回も四回も言わせないで、すぐ答えていただきたい。回りくどい御答弁をなさっても私は承知しませんから、はつきり答弁して下さい。それで黒字基調が拡大する、そうなれば、さっきおっしゃったように今黒字が出て

もは失業保険金を長く払うというよ
うなことが雇用政策にいいものじゃな

いう御意見で、私たちの方は失業保険を長くやるよりも雇用の方に早く吸収

○八木(一男)委員 けっこうです。その一面においては、雇用推進というの

から、それからお調べになって、質問の最中是一个私の言葉を聞いておっていただきたい。松野さん、御答弁の前に幾らでも待ちますから、それからお調べになって下さい。

そういうことで、雇用の促進という

とか——これは齋藤案のことでしょう。これはかまいませんよ。やられた

の頭で切り抜けようなんて、そういう
考え方はいかぬですよ。それほど熱心

戦ってます。政府が雇用拡大政策を確信をもってやっておられるけれども、

一七

れば、これはおかしい。所得倍増論を政府はでかかど掲げていけるけれども、政府の所得倍増論は、収入のある人の収入はますます三倍、五倍にして、ほかの人のためにおく政策だとわれわれは理解しておる。政府はそうじゃないとおっしゃるかもしれない。もしおっしゃるならば、就職をしたり月給の上がついて人より以上に気の毒な状態にある失業者の生活について、ほんとうは就職をして人より月給の上がる人より以上の率でいかなければ、所得倍増論はこんなひん曲つたものだということになるのです。ならないために少しは考えなければいけない。たくさん考えなければいけないけれども、岸内閣や松野さんに私はそれほど期待はしません。少しぐらいは考えなければ、これは岸内閣、松野労働大臣も、全然面子はない、資格もない。ごまかしにしても、ごまかしが言い切れるくらい材料は持ってこなければだめだ。底上げを少しでもするか、給付を少しでも増す。そうでなければ所得倍増論というのは、日の当たる人にもますます目を当てて、日の当らぬ人にはますます日光を遮断して、死ぬやつは勝手に死ね、幸福なやつはますます謳歌してどんちゃん騒ぎをしろという政策としか見えない。そう言われるのがいやだったら、こういう機会に考えを交わさなければだめじゃないですか。僕はあした岸さんに言いますよ。岸さんに僕が聞いたら、松野さんはそう言われるかもしれないが、僕はそうじゃない、全体の所得倍増を考へておる、直すべし、とおっしゃるかもしれない。そういうことを岸さんに教えないのは、松野さんの責任だ、その辺の

局長の責任だ。岸信介さんは頭はいいかもしれないけれども、幾ら頭がよくたって全部がわかるはずはない。失業保険の改正案、船員保険の改正案がこんな悪いものだということを、与党の連中が遮断をして一つも岸さんに伝えないから、われわれは懇切丁寧に説明する機会が一本もなかった。説明したら岸さんは、ほかではいふん悪いことをする政治家——われわれから見ると、この問題について、もし良心があるならば、いかにしたいというお考えが岸さんにもあるから、そういう機会を労働大臣は岸さんに与えなければならぬ。それが岸内閣の關係としての責任です。それを、悪いことをよさそうに見せて押し切ろうとするのは、關係としての資格がありません。岸さんに対して、ほんとうに同志としてのお考えがあるならば、そういうあやまちを犯させないように、横着しないで、悪かったら悪かったとして元に戻さなければならぬ。どうですか、失業保険の給付をこれだけの絶好のチャンスに——黒字がたまっている。労働大臣の話によれば黒字がなお拡大しようとしている。そういうときに、少なくとも岸内閣で、松野労働大臣というのは、會計々々ばかりいって、その會計内でやれることくらいはやっておかないと、ほんとうに言っていることとして、いふことと全然違ふことになる。松野さん、岸さんはそこまで逆なことはやらない。あなたが説明すれば変えられはする。倉石君はなまじつばやばやしていたから変えられなかった。あなたの聰明な頭で熱心に説明すれば、それはあとに残さないだろうと思う。岸

信介君のいい頭にそれを期待したい。あなた方は同志だ、同じ關係だ、もつと同志愛を持って岸君をかばってあげなければいけない。それを悪いことをほおかむりして、目隠しをして、これでもいいのです、そういうようなことではない。失業保険の改正と称するこの改悪の機に、改悪を少しでもなくして、少しでも給付をふやすという決意を御表明いただきたい。

○松野労働大臣 所得倍増、いろいろ御意見がありますが、じっくり見ていただければ、そういうふうな悪い方向には進みません。ちゃんと均衡のとれた国民所得というものに手直しを私たちがいたします。それは自信を持って申し上げます。今いろいろ御意見がありますが、その御意見のようなことは考えておりませんし、この問題ははっきり前に進めたいと思います。

なお失業保険の問題は御承知のごとく、たびたび申しますように、失業保険というよりも雇用の安定なんです。失業保険をだんだらだといつてもやるべきではない。その基本は私にはそうは思わない。その意味で、失業保険というものは六カ月というものを基準に九カ月までやるわけでありまして、その範囲内でより以上いような雇用のやることが政治じゃなからうか。これを延ばすというならば、政府は何もしないから延ばすのだ、消極論になる。私たちは積極論にこの問題を考えております。従って九カ月を十一月に延ばす、これは消極論です。まず失業業者がふえてきて方法がないというならば、これはおっしゃるようにならう。今日はだんだん減ってきている。

これにはなお拍車をかけて、一般雇用の拡大と安定に資するという方向を政府がとるのは、ほんとうの親心のある政治じゃないかと私は思う。失業保険は六カ月しかない、十月にしたらいいじゃないか、これではだんだん雇用条件が悪くなる。その間にいい雇用条件に向かうように、すべてのものを持つてくるのが私は政治じゃないかと思う。そのために非常に黒字ならば、その徴収による負担率を軽くしてあげる。日雇いの方は待期日数が長いれば短くしてやる、こういう手直しはいたしますけれども、基本がそっちにかなければ雇用は安定しないし経済の拡大はできないと思う。失業保険で経済の拡大をはかることはできません。やはり雇用の方で、生産によって日本の経済を拡大する。そうして雇用を増進していく。消費をふやして日本のすべての経済をそういう方向に向かわなければいけないのではないかと。従って所得倍増計画は私は十分やれると思ひます。日の当たらない方はじつとして、日の当たる者だけ三倍、五倍ふやす、そういう意味では断じてございませぬ。

○八木(一男)委員 松野さんはほんとうに僕は頭がいい人だと思ひます。頭がいい人だと思ひますが、政治に對するほんとうに正しい熱意を持っていたら、だいたいと思う。頭がよくて言葉の言い回しがよくて、野党の追及を押えて悪びれるかどうか、よくお考えいただきたい。同じような年で、私も若造でございしますが、非常になまいきのようには思われませんが、ほんとに僕は松野さんに期待しております。

たが、がっかりしております。がっかりさせないように考えていた。雇用の問題については、私は全部反駁する用意がありますけれども、これから逐次申し上げます。

大体雇用のことで失業保険をそれらうとしておられますけれども、それらば労働者の考えた案——労働者は一生懸命考えられた案——ああいう案くらいつけておけばまだ考えられたといわれる。それで与党としては出しているが、政府としては一つも出していない。船員保険法の一部改正の中の失業保険の部分には一つもない。それなのに雇用増進のために考える、こんな言ひのがれはあったものではない。幾ら言葉の言い回しをよくやられても、それは松野さんの政治の信念を疑われる。そういう信念の疑われる答弁をなさらない方がいと思ひます。

○松野労働大臣 私言いましたのは、労働案を受け売りして言っておるのではありませぬ。三十五年度予算を見ていただければ、失業対策及び職業訓練に非常な重点的施策をいたしました。それは私は労働案だけを言うのではないのです。三十五年度政府予算を見ていただければ、今までかつてないくらい職業訓練、それからもう一つは石炭離職者というものをあわせて考えていた。これは——私の申しましたように、石炭離職者対策もそうです。一部の非常な斜陽産業的な石炭に離職者が出たというので、これに特別な保護立法を与えたわけなんです。これを失業保険だけでやればいかいという、それじゃ温情のある政治じゃありません。失業保険にも限度がある。従って石炭には特別立法をもって、そのあらゆる面を含め

た政策をとってやるわけです。従って失業保険だけの議論よりも、総合的に私がやっております労政を見ていただければわかるのだ。失業保険だけがその焦点だ、そうじゃありません。私の言っているのは、何も齋藤案を受け売りに言っているのじゃない。本年の訓練手当の問題を見ていただければわかる。そういうことをあわせて私は言っているわけでありませう。

○八木(一男)委員 それはわれわれに言わせればスズメの涙ほどで、問題にするに足らないけれども、労働大臣は労働大臣として雇用促進のために御努力になった気が幾分、ほんのスズメの涙ほど頭が出ておることは認めてもいいのです。そういうつもりでやっておられるのはいいけれども、それと失業保険との関係があるか。やったらいいのです。やったらいいけれども、失業保険の改悪をする理由は一つもない。雇用をよくするために失業保険を悪くしていくという理由は一つもない。そんなことは答弁にならない。

本論に移りますけれども、大体日本の国民ですよ。われわれの同胞ですよ。同胞を非常に怠惰なもの、あるいはいろいろなものに甘え過ぎるもの、自分の生活を立てる、あるいはまた社会的に意義のある行動をするという意欲のないものとして、愚民としてみなしている。同じ同胞をそういうような人間としてみなす政治じゃいかぬ。あなたの御答弁になった中にそういう点があります。国民を愚昧なる国民であるという政治をやることは間違っています。政府の中にはそういう考え方があつた。特に公務員と称される官僚機構の中にはエリート意識があつて、国民

を愚昧、あるいは逆選択などをやる悪人という考え方が行政をやっているという考え方があつた。民主的な政治家である松野さんはそういう態度であつてはいけなかつたと思う。そういう人たちの影響をあなたは受けておると思う。それでは民主国家の政治家として発展させよう。将来総理大臣にもなつていただくという方に、そういう考え方の政治を進めていただければ困る。国民を愚昧なる国民である、そういう考え方で御答弁が出てくる。

○松野国務大臣 それはどこを御指摘になったのかわかりませんが、日本の労働者、日本の勤労者は世界一の量と質と精神を持っておりませう。従つて貿易自由化の前に、同様に私は労働力の自由化を叫んでおるのです。貿易自由化と同様に労働力の自由化をすれば、日本のこの大きな労働力と技術と精神は、断じて世界競争に負けないというところは常に唱えておるのです。愚昧と云ふは、世界に誇り得る労働力だ、私は自信を持って申し上げます。のみならず、これはすでに国際機関にも発表してあるのです。国内で言うだけではありません。日本の労働力自由化というものは、実は世界に訴へておるのです。その一つの例を見て、私は今日そのような気持ちもなければ、答弁の中にそのような言葉が一言半句も入つた覚えはございませぬ。

○八木(一男)委員 そういうお考えでやつていただくのに、御答弁に明らかに入つておられるわけです。失業保険をたくさんやれば、長いことやれば、就職しないであらう、失業保険に甘えて、その間失業保険で食うであらう、そういう考え方が根底に明らかにひそんで

いるわけです。そういうような、国民をばかにした行政をやるものじゃありませんよ。日本の勤労国民はだれも早く就職したいのです。自分に適した職業で早く就職して、家族の生活を安定させて、勤勞をもつて社会のために貢献したい。そこまで言葉を考へておる日本国民は、勤勞国民は、そういう意欲でやつておられるわけです。早く就職したい、働いて生活を安定したい。そして仕事をしたいという誇りを持って生活したいという考え方をみな持っているのだから、そういう国民だと思つても、どうです。さっきの御答弁はそういうふうにお認めになったのですか。

○松野国務大臣 私はそんな精神で言つたことはありませぬ。先ほど言いましたのは、失業保険が長くなければならぬ雇用条件が悪くなるのだ。従つてなるべく早く、失業保険が切れないうちに雇用を進めることが、雇い主にも雇われる方にもいいのだという精神を私は申し上げたのです。いたずらにだらだらという気持ちからいふと、失業保険金をいたずらに長くやるよりも、雇用促進の方がほんとうの親心なんだという話です。

○八木(一男)委員 話をそらせしないで下さい。雇用促進が親心なのはわかつています。雇用促進はどんなやつたらいいでしょう。失業保険の会計なんか一つも心配しないで、全部黒字ばかりで、支払金が少しもないくらい雇用拡大をやつたらいいでしょう。それすらできないで、雇用拡大があるから失業保険はどうでもいい、そんなことは

だめです。雇用拡大ができていないから失業保険の存在の意味がある。従つて失業保険を完全にしなければならぬ。雇用拡大をやる、やるという言葉だけで、やられていない。いらないのに雇用拡大をやるから失業保険はどうでもいいのだ、そんなことではだめです。雇用拡大はどんどんやられたらいいのです。そして失業保険なしの時代を早く作つていただきたい。雇用拡大をやれば失業保険の黒字が出る。雇用拡大をやつておられるのに、その機会がない気の毒な人が失業保険給付を確保するといふことはあたりまえである。そういう状態であればどんどん黒字が出るから、率を上げることもできるわけです。會計上とか何とか言わなくても、ほんとうに自信があれば再就職まで失業保険をどんどん延ばして、賃金の十割といたところまでできるのです。自信もないくせに雇用拡大、雇用拡大と言つてもいいのだ、そんな矛盾した話はどうにもありません。もう一ぺん申し上げますが、失業保険が長くなければならぬ雇用条件は悪くなるというものは、松野さん御自身がお考えになったのか、その辺の公務員の方がそういう知恵をおつたのか、おっしゃつていただきたい。

○松野国務大臣 雇用が拡大して安定するから失業保険が要らないというわけじゃありません。いかに雇用が最大限に拡大しても失業保険は必要でありませう。これがなくなる国はありませぬ。ある場合には摩擦失業といふことも出て参ります。私はそんなこと

を言っているわけじゃありません。同時に今日の失業保険被保険者、労働者に赤を負擔させるような改正案ではありませぬ。同じような期間、同じような金額を払うのです。ある場合には待期日数を一日改善しているのですから、そういう極端な場合を政府案には含んでおられるわけじゃございません。同時に、先ほどの失業保険金が長くなければ就職率が悪いというのは統計上です。役人が教えたわけじゃありません。先般の炭鉱離職者の就職状況を調べたときに、失業保険給付金を長くもたらした、失業状況の長い者ほど次の再就職の条件が悪い。これは統計のお話をしたので、これは用心しなければならぬといふことの研究の結果であります。

○八木(一男)委員 失業保険金を長くもたらした者が就職が悪いといふことは普通の常識で、就職の機会が少ない人は、縁故が少ないとか、健康でないとか、技能を持てないとか、そういう人が就職の条件が悪い。従つてそれがおそくなる。従つて失業保険金の給付を長いこともらうといふことは世の中の常識です。統計に出ておるのは当たり前なんです。紹介してもらう人がいない、からだが弱い、技能を持てない、そういうことであつれば就職の機会がおそろい。おそろい人は当然失業保険金をもらふ権利があるから長いこともらふ。そんなことはあたりまえです。だから、失業保険金を意識的に長くさせれば雇用条件が悪くなるというのととは違ふ。ところがそういう普通の状態のことをすりかへておる。そういうこととは違ふ。就職の条件の悪い、就

職のできないような人は、失業保険を長くもらうのはあたりまえです。それと失業保険金をもらう期間が長いから就職ができにくくなるというところは違うのです。そんなことを同じに考えたら変です。もしそれをほかの人が教えたとしたら、間違いだとして下さ。違うのです。もう一つの点を申し上げますと、逆なんですよ。失業保険の給付期間が長いとか、給付の金額が多いということは、雇用条件上絶対に必要なことです。失業保険金が少ない、失業保険の給付期間が少なくて、もう切れる、あるいは切れない、六割では食えないということになれば、いやいやでも、自分の労働力をダンピングして就職する。それが、最初に申し上げた質的な雇用と逆になるわけです。食えなければ、就職するときは——松野さんが失業したら考えられるでしょう。自分の性質なり、技能に適したところに就職したい、あるいは自分の居住地に近いところ、通勤できるところに就職したい、賃金のいいところに就職したい、労働条件のいいところに就職したい、安定したところに就職したい、これは全部の国民の基本的な希望でしょう。そういう条件を下げ、悪い条件のところに就職しなければならぬというところは、生活に追い詰められたときにそういうことになるわけなんです。失業保険金もつと高いものになり、もつと安定して長く給付されれば、そのあいだにじっくりと自分の条件に適したところを探ることができる。ところがそれができない。背水の陣である。もう二、三日で子供が飢えて死ぬ、それは極端であるかもしれないが、そういう状態に追い込まれるとい

うことになったら、自分の条件に適さない、そこで働けばからだを弱くして、早く健康を失うかもしれない、あるいは自分が一生懸命やってもうだつが上がないところであるかもしれない、基本的な人権を押えられるような、猛烈な労働管理の悪いところであるかもしれない、それでも押して、賃金を安売りして妻のために就職しなければならぬ。それが低賃金のもので、あなたは今、雇用条件のときに、量的雇用、質的雇用という言葉で、労働行政として考えられている方向に行っている。失業保険の給付が悪いということ、よくならないというところで、そういうふうになる。私の申し上げたことが、松野さんがすなおに心で聞いていただければ、まともであるということはおわかりだと思つて、それをさつきから言つておる。この問題は逐次申し上げようと思つたから、黙つておりましたけれども、雇用々々と言つても、それをほんとうにお考えになると、逆なんです。そういう意味でも失業保険法というものは給付をよくしなければならぬ。しかもよくする絶好のチャンスなんです。今六百億円の黒字がある、黒字基調はどんだんふえる、松野さんの善政で雇用はますますふえる、そのときに給付を変えないでどうなります。

○松野國務大臣 それで失業保険というものが、六カ月、九カ月という長からず、短かからずの期間にきめてあるわけでありませう。一カ月、二カ月では、今おっしゃるよう、非常に無理なところもあるから、勤務年数に応じて六カ月、九カ月という期限がある。これが六カ月が七カ月になったらいいかという、必ずしもいいわけではありませぬ。従つて、六カ月、九カ月という一つの基準をもつて、千分の十六によつて今日失業保険という一つの保険會計が成り立っているのです。それはいろいろ議論もあると思います。もちろん長く高額にしたいことはありません。しかし、今日まで千分の十六ということですから、その範囲内において、今日改善すべきところは改善しようし、また引き下げるところは引き下げようし、そしてこの保険というものを守つていこう。そのほかのことは、政治があわさつていかなければならぬ。失業保険だけ直せば、すべての労働者がよくなるかといへば、そうじゃない。失業保険は労働者の一部なんです。失業者の一部の問題として私たちが先ほど申し上げましたように、石炭の離職者には別な法律を作るべきである。これをすべて失業保険に含めては、必要なら労働をせよといふのであつて、失業保険にすべてをしわ寄せして、これさえよくなれば、雇用条件が全部よくなるということじゃなからうと思つます。

○八木(一男)委員 失業保険で雇用条件を全部よくしろと言つていやしなは、松野さんが言ひ出したことなんです。雇用条件をどんどんよくなさるのにはよろしい。スピードが過ぎ過ぎるから、大蔵省と大げんかしてでも、大蔵省となぐり合ひしてでもよくなさい。またよくしなければならぬ。そういう雇用をよくしようと考えておられるのに、たとい失業保険であつても、それと逆行する方向とる必要はない。それともう一つは、あなたは雇用々々というふうにして、そつちへベイスを持つていこうとするが、今の審議はあくまで船員保険法の一部改正で、失業保険の問題です。失業に対してどう対処するか、その問題を一つの大きな問題として、失対事業とともに失業保険の論議が中心です。それをあなたは、無理に雇用の方に引きずつていつて攻撃を避けようとしておられるが、かりにあなたのベイスに乗つて、雇用の土俵において考えても、大間違ひであるといふことがはつきりした。ほんとうのベイスの失業保険として考えたら、失業保険というものは再就職まで保障するのが当然の道である。そして金額というものは、たぐさんの方がいいというものはあたりまえです。それを、雇用々々というところで、それをしなくていいのだというのは大間違ひです。大体賃金の六割基準だと言つておるが、日本の賃金はどのくらいですか。アメリカに対して何分の一ですか、ドイツに対して何分の一ですか、イギリスに対して何分の一ですか、御存じだつたらお教え願ひたい。

○松野國務大臣 日本が一にすればアメリカが八、ドイツが二、イギリスが二・二くらいです。

○八木(一男)委員 うしろから資料を出しているが、それをくらんになつて下さい。

○松野國務大臣 それでは明確に申せば、一九五七年の統計によれば、日本が二十七セプト、アメリカは二ドゥル六セプト、イギリスが六十四セプト、ドイツが五十一セプトです。それからもう一つ、賃金ばかりの比例ではないので、国民所得もあわせて申し上げておきます。アメリカは日本の八倍、ドイツが三倍、イギリスは四倍です。賃金とあわせて国民所得も申し上げておきます。

○八木(一男)委員 国民所得について、ごていねいに教えていただいてあげようと思つていました。私も知らないでございませぬ。とにかく賃金はそういうふうな低いのです。そういうふうな賃金が低ければ——日本はほかの諸国と比較して大体六割くらいの水準だと、御用学者なんか言います。だから日本の社会保障もこのくらいでいいじゃないかと、厚生省関係でもよく言うのですが、それは厚生省や労働省と意気の通じている御用学者連の言うことで、そんな学者にだまされてはだめですよ。とにかく賃金というものは、たぐさんの方がいいというものはあたりまえです。それを、雇用々々というところで、それをしなくていいのだというのは大間違ひです。大体賃金の六割基準だと言つておるが、日本の賃金はどのくらいですか。アメリカに対して何分の一ですか、ドイツに対して何分の一ですか、イギリスに対して何分の一ですか、御存じだつたらお教え願ひたい。

いうことは許されない。そういうことになっておれば憲法違反です。賃金の六割では少ないのです。日本の賃金の少ない者は、非常に少ないという事は御存じでありましょう。五千円くらいでは、六割であれば、日給計算になるかも知れないが、三千円くらいになる。それで奥さんと子供さんがいる三人家族では、一人月に一千円当りにしかならない。生活保護法の都会地基準の半分です。失業に対処するために、保険料を強制的に納めさせられて、そして失業した者が、東京の生活保護世帯の半分です。従って、生活保護をダブって受けなければ生活できない。そんな状態です。それを、この黒字のときにも少し長く延ばしてやることはできないか。一番長く二百七十日間とまってしまう。一年以内に簡単に就職できると、労働行政を担当せられて以上言いたいでしょう。が、ちまたの失業者一人々に聞いてみない、そんなに簡単に就職できるものじゃありません。そう考えたら、いかに給付が低いかということがおわかりになるだろうと思います。大蔵大臣がはびこっておるから、国庫負担をいきなり五割上げてやりたいと思つて、松野さんが良心を發揮して一生懸命になつても、そんなことのできないことは、われわれもわかつてゐるから、そこまで申し上げませんが、しかし現在の保険料率で非常にたくさんできる余地があるのです。そのでる余地だけでもなさなければ、ほんとうに悪い行政だと思ふ。倉石さんとの意地なつてお替になつて、ほんとうに国民のためにいい政治をとつていた

だきたい。ほんとうに松野さんが決心されれば、岸さんにお話しになれば問題は変わります。そういう点で、給付の改善に踏み切るといふ御意思を御表明願ひたい。それだったら少しでもいいです。改善するということ、これは与党の方から修正案を出されてもいいし、与党の手続が間に合わなかったら、われわれにお話し下されば、政府の意に沿うた修正案を出してもいいです。何もあがが討論して、政府の政策が悪いなんていうことをどなりたわけじゃない。国民のために少しでもよくなればいい。われわれの面子はもととびません。労働省の方で少しでもほんとうの給付を上げるといふお氣持を出されなければならぬ。出されれば問題は解決します。出されないと、多数で押し切られるらしいけれども、それは国民的抵抗が起こるといふことをお考えになつていただきたいと思います。これについての御答弁を願ひたい。

○松野國務大臣 たびたび申しますように、この法案はすでに政府がいろいろ慎重審議の上提出したものでありますから、これはぜひ通過させていだきたい。また日本の賃金は確かにまだ高い部類には入つておりません。何とか一つ上げていきたいというので、終戦以来ずっとやつておりますが、戦後においては相当上がつてきた。上がつて参りましたが、諸外国から見ればまだまだ今後の問題が残つてゐるだろうと私は思ひます。この法案については、もうすでに政府がきめまして提案しておりますことであるし、今後のことを期して今回は一つ早急に通過させていただきたいと思ひます。

○八木(男)委員 ほんとうに情けな

いと思うのです。涙の出るほど情けない。政府がきめたから、一年前に出しているから、何がなんでも通してくれというのでは政治じゃありませんよ。政府の方がゆとりある態度を示されれば、与党の賢明な諸君——賢明な諸君は今いなくなつてしまつたが。もっと直したいという考えを与党の方ですからお持ちになつてゐるのです。それを閣議できまつたから、一年前に出したからどうでもこうでも通してくれ、こんなことでは、極端に言つたらお話しにならないじゃありませんか。子供がスビード違反のような自動車競争に出かける。もう三日前に約束したから、何でもかんでもおやじさんかんべんしてくれ、死んでもかまわない、人をひき殺してもかまわない、猛烈なハイ・スビードで飛ばすのだと言われるときに、松野さん、親御さんとしてとめられるでしょう。それを、きめたんだから悪かろうが欠点があろうが、どうしても通してくれ、そんな無理が通るような政治であつてはいけません。個人の家庭であれば、親ばかちゃんりんで、むすこがそれほど行きたいのだったから、あぶないけど行かせる親があるかもしれないが、国の政治はそうであつてはいけません。九千万のいろいろな子を預かつてゐる。政府も預かつてゐると同時に国会も預かつてゐる。だからそういうことじゃ困ると思ふ。これは今までもそういうやり方を政府と党もやられておりました。そういうことをひっくり返すという事は相当の勇氣が要ります。勇氣が要るけれども、わすかのことで。松野さんに、そのわすかのことをひっくり返すだけの勇氣は持つていただきたい。お隣にお

られる渡辺さんにも御援助願ひたい。

○松野國務大臣 これは非常に危険な自動車遊びということならとめましょうが、この法案はそんな危険なものじゃございません。天氣のいい日にビクニックに行きたい、健康上いいからいいだろうということであつて、そんなに危険なものじゃありません。給付をそんなに悪化しているものじゃありません。ただあなたの理想に近づいていないという議論はありましようが、今よりも悪化しているのではないのです。どちらかといえば前進しているとあわせていただいて御議論いただければ、そんなに悪化じゃありません。これは自動車遊びじゃありません。もう少し安全なものだと思います。

○八木(男)委員 例は悪いかもしれませんが、自動車遊びにすれば、天氣のいいところを走ろう、ハイキングに行こうというふうに御理解がもしもせん。まあ天氣の方は、今はいいように見えていますけれども、すぐあらしがくるかもしれない。けれどもそういうことを言つて、あした、あさつてに入学試験があるのに、補習をしておけばそこへちゃんと入学できるかもしれないのに、もう勉強が飽きた、行くといふことで、次の次の日には落第して、親も子も泣いてしまふといふことにもなるかと思ふ。そういうようなことです。自動車でカメラリ族が全部ひっくり返つて、人をひき殺すといふところまではいかないけれども、大学が、少なくともそういうことで、大学に進学して一生懸命勉強する道が一年か二年とどめられる。社会保障が前進する機会が、こういうばかなことでふ

らふらななつて四、五年とどめられるといふことになる。そういう意味で悪い。これはとどめられるわけですか。だからそういうことは、やはり親御さんとしてはやめてはいけません。国民の政治をあずかつておる人は、国民にやはり親心を持つていなければならぬ。国民である子供の方が利口なのに親の方が我を張つて、これはきめたんだ、おれはがんこおやじだ、子供がどんなに言おうとおれはがんこなんだ、知らぬ、この通りやるんだといふことでは政治ではないと思ふ。今のお考え方はがんこおやじの考え方です。松野さんはがんこおやじではなくて、若い人、若いうたる理解あるおやじさんになれるはずの人なんです。それについての見解はどうです。

○松野國務大臣 まあそういう御意見もありますので、この法律は三十四年から三十六年までやつて、その結果三十八年までにはもう一度、がんこおやじだったら反省しろといふ意味でちゃんと期限がついてゐるわけでありまふ。三十四年から三十六年まで三年実施して、そして三十八年までに、反省すべきところ、改正すべきところがあれば改正しろといふことがちゃんとこの法律に出てゐるわけでありまふ。だからそういう御意見もありまふから、そういうふうな意味で幅を持たしてあるの、しゃにむにこれを押し通すのだという意味ではありません。三十四、三十五年は天氣がまず大丈夫だ、なお氣候すべてに關連して、三十八年までにはもう一度検討しろといふ趣旨でありますから、その趣旨で考えるべき機会はあるかと思ふので、今日直ちに議論しても、それは議

論の分かれるところだと思ひます。

○八木(一男)委員 がんこおやじのことですけれども、がんこだからひとことになつたという事は制度審議會や何かで言われたのです。それでがんこなくせに、おれはがんこではない、もしがんこだったらあとで改めるという事をいれたらたわけです。がんこおやじ自体が、そんなに自分でもがんこかもしれないと認められるような状況なら、ほかの人もみんながんこおやじだと思つてゐるのだから、そんな間違つたことは初めからやる必要はない。誤つて後に改むるにはばかるなけれど、誤つてゐると世の中は思つておる。ただがんこおやじだけが、誤つておるかもしれない、誤つたら一、二年後に變えなうと言つてゐる。もしがんこおやじでないというのなら、自分でも、そうかいなと半分思ひかけたものを、無理に強行する必要はないじゃないですか。今のものでやつておいて、それで考へる。それががんこであつたかどうかを考へる。しかもあなたの方、社会保障の総合調整について今語問しておられるわけでしょう。まあこれについても語問をして答申を得たと言われるかもしれない。ところが船員保険法の一部改正は、社会保障制度審議會が始まつて以来の現象を示したのです。今まで一本の答申ができなかつたことはほとんどありません。ところがこれは答申ができない。政府の強硬あるいは哀願、そういうようなことをさんざなすつたにかかわらず、ああいうような結果になつた。そういうような歴史があるのですよ。制度審議會で一本の答

申ができなかつたという事はめつたにないですよ。大内兵衛さんの円満な人格で、いろいろ異論があつても一本にまとめてやるというふうな運行がずつとされておる。ところがこれだけがいかなかった。それだけ悪い要素を示しておる。だからがんこおやじもちよつと思ひかなと思つた。悪いことを改めるにしくはありませんが、悪いことは今からやらない方がいい。それで一つ、これを撤回するとか、そうでなければ少しでも給付をよくすることを入れるとか、せめてこれくらいにするから了承して下さいというふうな言葉はよくないかもしれないけれども、そういうふうな内容を少し變えてくるとか、そういうふうにお考へになつたらいいと思ふ。非常になまいきで、年は同じでも議員としては大先輩である松野さんに非常に恐縮でありましたけれども、そういう意味で一つ御再考願ひたい。

○松野國務大臣 今回はぜひ一つこれを通さしていただきたい。もうすでにこれは昨年二月の問題で、いきさつは御承知の通りなんです。昨年の予算編成と同時に組んでゐるものをこよみをさかのぼつてやるという事は、これは容易なものじゃございません。同時に長所短所というものはおのずからあるわけで、全部が悪いというわけじゃない。いいところもあるのですから、長短あわせて一つお考へを願ひたい、こういう考へでございます。

○八木(一男)委員 そんなことでは困る。とにかくそういうふうな断定をせられずに、良心的たらんとしておられる政治家として野党の意見を——これだけ腹を割つて一生懸命申し上げてお

るわけです。普通の場合だったら、ばり難言、政府は反動ででたらめだけれども、政府は反動ででたらめだけれども、反動だと言ひたいけれども、政府が反動的なことをしてゐたかない方が国民のためにいいのだ。野党としては、政府が反動的なことばかりしてゐた方が、政府が早くつづけるからいいかもしれない。けれども国民のために幾分でも反動を食い止めた、後退を食い止めた。もしお宅の方に政党内心なり、政党内基づいた内閣の利己心のかたまりだけしかなくないというものであれば別でありま

すけれども、幾分でも国民のための政治を考へられるならば、少なくとも今通すのだ、通してほしというところだけをおしやらすに、じつくり今晚お考へになられて、その結論を總理大臣に申し上げられて、あした總理大臣から積極的に、自由民主党はたとえば前に出したいきさつがあらうとも、いささか考へる点があればこれを撤回して出し直すにやぶさかでない、そのような民主主義の常道をいくのだ、正しい政治をやるのだということを日本のためにやつていただきたい。それでなければ政治は直つていかない。そういうこととがこれだけ申し上げても一つも実現できないのならば、日本の政治は二つに分かれて将来激突するという方向に進まざるを得ない。野党がどんなに誠意を込めて申し上げても一つも耳をかさない、多数で押し切るのだという事ならば、議會というものは必要ありません。選挙があつたときに、次の選挙まで独裁政権を与えればいい。あなた方は独裁者の下請にならばいい。議會

というものがあつた以上は、審議をして、當然の審議が行なわれて、いろいろなことであつたら、政府みずからが野党の意見を聞いて變えようとなさるのあたりまえなんです。それを一つも變えないでただ押し通すということでは、政治ではないと思ふ。一つじっくりお考へになつて、あした岸さんがおいでになるまでに、何分正しい前進の方向を、日本の政治がよくなる方向のいささかでもいいですから御努力をお願いしたい。一つそれについての御答弁をお願いしたい。

○松野國務大臣 政府案としてはすでに出したものでございますが、いろいろな情勢もありましよう、与党にもいろいろお考へもございましようから、いろいろ勘案して——私は社会保障がこの問題でそんなに破壊的な悪影響を受けると思つておりません。改善したところもあるのだ。しかしこれは意見の分かれるところで、必ずしも私の言う通りにお聞きいただけないかもしれない。私たちもやはり与党というものもありましようから、政府と与党と一体の上に立つて話も聞くときは聞きましよう。しかしこの法案は政府でも一年二カ月前に出したので、長い間議會におられればわかるように、そう急に私が前から引き継いだものに意見を加えるという事は不可能であります。私が議員席におればそれはまた別個な立場もありましようが、政府の一員として今日おるときは、なかなか行政というものはあつて直すことはできません。従つて、この問題についての意見はいろいろ皆さん方にもございましようけれども、今回は一応政府案を出しました。あとは与党でお

考へただけのことであれば与党がお考へただけだったのであつて、政府としてはこれ以上の権限と力はあるものではありません。そういう意味において、非常に悪いものじゃないのですから、いいところもたまに見ていただいで、お互い議會政治のために前進すべきだ、こういうふうな考へで、広い意味で将来とも期待を願ひたいと思へます。

○八木(一男)委員 今の御答弁では、やはりどうしても与党の閣僚として小さな立場を固持されておるようでありますけれども、もう一回、今度は御答弁は要りませんが、私がさつき一生懸命申し上げたことをいろいろとそしやくしていただいて、今晚中にいい御返事が出ることを期待したいと思ひます。

渡邊さんにも、今お聞きになつた通りでありますけれども、一つ労働大臣の決意を、同僚あるいは年輩としては先輩として促すように御努力をお願いしたい、またその決意がなされたときは、労働大臣とともに閣議の情勢が變つるよう御努力をお願いしたい。渡邊さんの御答弁をいただきたい。

○渡邊國務大臣 ただいま労働大臣が申された通り、すみやかに御審議あらんことを願ひまして、社会福祉政策を推進するが党内閣といたしましては、将来にわたつて研究いたしたいと思つております。

○八木(一男)委員 まだ申し上げなければならぬことがたくさんあるのですが、来週、再来週にわたつて個々に申し上げますが、一つだけ小さな具体的な問題について申し上げたいと思ひます。

よく似た点があるとおつしやうたが、そのうちの一つは、日雇失保の

待期日数の減少の問題だろうと思う。

これは社会保険制度審議会が昨年の秋、船員保険法の一部改正案を出されたときに、中西君とか百田君が一生懸命説明されました。それから政府側の立場に立った、あえて言いますけれども御用学者は、実際の給付の改善がないのだからまあいいじゃないかということを言われた。そこで大いに論戦になりました。そういう社会保険学者といわれる人が何というばかなことを言うのか。失業保険の給付にはエスカレーター条項というものがある。日雇い失保が黒字になった場合には自動的に一時減らさなければならぬ。ところが国庫負担が三分の一から四分の一減ったから、この黒字条件が減ってしまったのではないか、現実の改善ではないかというのを申しました。学者はまたごちゃごちゃ言っておりました。しかし局長連の悪口ばかり言いますが、今度ははめた。前職安局長であります百田さんが、その議論に、それはそうだがという考えから、この点は説明がどうしてもできないというので力説されたと思います。それで政府案として日雇い失保の待期一日減少ということが自動的に出されて参りました。そういうふう非常に有名な学者ですけれども、専門でありながら現実的な後退がないなんていう愚論を吐くことがある。野党側から出ている議員がそれを指摘したことがある。よく政府で、学者の意見はどうであるとかいうことを援用されるけれども、学者の意見よりはるかに野党の意見の方が政府の誤りを正すという気魄を持っているし、焦点をついていることが多いというところをお考えいただきたいと思う。今後労働行政、厚生行政でそういう野党の意見を取り入れてやれば間違いがない。きめてしまつて、野党の言うことは何も知らないから通すということでは、労働行政、厚生行政に間違いを起こす。野党が政府攻撃ばかりいたしません。与党が考えられると同じように国民のための政治を考えておる。そういうような相当の法律を出すときには、野党に非公式でもいいからお話しなさる必要がある。そこで反論が出ればかみしめられて、御自身でいいと思われれることありましよう。しかしこれはこの程度でとどめなければいけないと反省されるときもありましよう。そういうことを一つもなさらずにやられる。これからいろいろな法律が出されるときには、こういうような考え方があつたかということ、前に労働大臣なり厚生大臣から言われて、それらについての議論をここでされて、積極的に求められて、そういうことを参考にして立案をされれば間違いない。一番少ないし、こんなにぎやぎやあやうを大きくて、与党は早く通したい、野党はしんどい質問をせよとがないうちに、野党の意見を相当重んじて考えていただかなければならぬ。厚生大臣の御答弁をいただきたいと思ひます。

○松野国務大臣 やはり一緒におりますと、大体野党の方の意見はわかるものであります。正式にお伺いすることもあるし、個々にお伺いすることもあるし、その手続はその場によつて違います。また制度審議会があるものは、そこにも野党の意見も十分反映しているわけでありまふ。また関係組合の方も入つておられる審議会が多いのですから、あらゆるいろいろな方面でそれをお聞きして、万遺憾なきを期さなければならぬ。同時に政府部内のまとも方、与党のまとも方もなかなか苦労のあることでありますから、そういうものを勘案して、もちろんまづこゝから野党を無視するという考えはございませぬ。しかしやはり政府部内、与党部内というものをまづまとめることが第一の問題である。同時にその中に、きめるときに、野党の御意向というものは、こういうように各審議会に用ゐればその意向をお伺いします。やはり政治は幅広くやることは私賛成であります。しかし今回はいろいろの問題もありましよう。御意見があるところもありましようが、まあ一つ相当長い期間議論も尽くしておるのであります。よろしくお願ひをしたいと思います。

○八木(一男)委員 そんなに低姿勢にならなくても、私後輩でありますから、もっとごつとくばらんにおつしやうていただけてつこうです。ほとんど議論は尽くしてないのです。この前の通常国会では一つも議論にならぬ、臨時国会でも一回もない、本国会になってまだ正式に滝井先生が自分の御質問の分量の約一割か二割をなさつただけで、私今初めて労働大臣に御質問申し上げたのです。まだまだ提案者の齋藤さんに、審議の重要な案件である与党案について十分に伺わなければならぬ。労働大臣にもこれの五倍くらい、こまかい条文の一条々についてこれから伺つていかなければならぬ。ですからそんなに早くはいき

ませぬから、それだけは御覚悟願ひたいと思ふ。もし厚生大臣が早く通したいと思ひなつたら、これは与党の方の関係で失業保険という希望代な悪法とは心中をならさずに、厚生年金保険法、日雇労働者健康保険法の罰に問題の少ないものの審議を先に進めるよう要請なされば、これはある程度早く通ると思ひます。ところが失業保険の部分を抱いておる船員保険法あるいは失業保険法という非常に非常な問題の多い法律は、これは非常に抵抗のあることを御覚悟願ひたい。どうぞ労働大臣は、御自分の方の倉石君以来の間違いでやつたことを厚生省に心中を迫らないように、厚生省の悪いところもずいぶんありますけれども、まだこの問題に関しては厚生省の方がましだと思ふ。厚生省と一緒に無理心中をしようというようなことを厚生省に申し込まれないように、また厚生省はそんな変なことにこだわらずに、自分がいいと思つた法律の審議の促進を与党なり野党なりに御依頼になるというふうにしていただくといいと思ひます。松野さんがそばにおられますから、不人情なやつだと思われれるから御答弁しにくいでしょうけれども、それは不人情でもないのです、不人情でもかまわない。これは倉石君の間違いであつて、松野さんも少し間違いですけれども、倉石君なんか義理立てる必要はない。渡邊さんは失業保険と心中するといふような考え方でなしに、ほかの問題の審議を与党の議員の方なり野党のわれわれなりにいろいろ御協力願ひたいという態度で進められることが必要だと思ひます。

労働大臣にも一回も戻つて伺わなければならぬことがある。労働大臣は、保険料の引き下げが被保険者にとつて非常にいいことのように考えておられるけれども、これは間違いであります。どういふ意味で間違いか、聰明な労働大臣ですから私が申し上げなくともおわかりだと思ひますので、この点について御答弁いただきたい。○松野国務大臣 保険料の引き下げは、負担軽減という意味では確かに被保険者にとつてプラスだと思ひます。その意味では間違いはない、これはプラスだと思ひます。○八木(一男)委員 保険会計がバランスをとられる以上、もし国庫負担が三分の一なり四分の一なり固定しているとする、もう一つの財源である保険料の収入が多ければ給付の当然の拡大が行なわれる。保険料の収入が少なかったら赤字でそのまま統括していくか、給付の縮小の危険性があるということになる。そうすると保険料の引き下げということは、被保険者にとつてよくない。労働大臣は今給付を固定して考えて、下げればいいということをお答えになった。その時点でいへばそういうことになる。給付を固定したら保険料は安い方がいい、それはあたりまえだ。相対的に考えれば、保険料が大きければ給付をよくすることができるし、保険料が少なくなつたら、赤字でつなぐにしても、給付は後退する危険性が出てくる。ですから保険料を下げたいという考え方は非常に間違つた考え方です。保険料負担を減らすということとどどんとつめていけば、失業保険制度なりあるいは健康保険制度なり、そういう社会保険はない方がいいというところになる。失業保険制度なり健康

保険制度が必要だということは、国庫負担をたくさんやってもいいので、すよ。ただそのほかに保険料を納める。そういう財源をもって、失業なり疾病なりというときに、その一連の人がそういう事態に対処できる財源を確保するために保険料をとっている。その保険料がただ安ければいいというような考え方は、社会保険の否定思想になる。これを下げたいという時点は、今のようにとめて考えて、最後のストップ点までいけば下げた方がいい。たとえば再就職まで失業保険は完全に給付する、失業保険金は賃金の九割九分まで保障する、あるいは健康保険は一部負担を全部なくして家族まで十割給付する、制限診療をしない。そういうところまで完全な形になれば、それ以上は保険料は下がった方がいい。それまでは、被保険者にとっては保険料が下がるよりはむしろ給付がよくなる方がいい。それを、そうじゃない方がいいというのは、被保険者ではないに、雇用主——雇用主は失業者にはならぬ、従って給付は受けない。また便法で行政的に扱っておくけれども、原則として健康保険においても医療給付は受けないのが法律の趣意になっている。雇われ重役のときは行政的に労働者として扱っていることは、悪くはありません。それはいいけれども、基本的な法律の概念としてはそういうことになる。自分は給付は受けない、保険料負担の半額は雇用主が負担しなければならぬ、下がればいいというのには雇用主の考え方です。被保険者すなわち労働者にとっては、下がるのじゃなしに給付が上がる必要があるんです。また社会保険というものはそういう

ものなんです。それを保険料を下げるということが一つの善政のごとき言い回し、これは松野さんも御存じの通り、今の給付を同じとしたならば下がった方がいい、そういう理屈はわかりますけれども、そうじゃないに、そのことは必ずしも、下げることは全体的に悪くないというようなお考えでは、社会保険というものの御認識がなにかことになる。従ってそういう方々が社会保険の関係の行政を担当しておられると、ストップすることになると思っています。それについての御意見……

○松野国務大臣 事業主が千分の一、被保険者が千分の一下がるのです。いわゆる給付の前進というのを理想に掲げていけば、給付の前進が先で保険料の引き下げはあとだという意見もありました。給付が今日固定しておれば、保険料の引き下げというのは確かに負担の軽減にはなるわけでありま

す。そのもののさしの置き方で議論が違ってくる。と同時に、制度になれば、社会保険すべてはどういうものかというところは、社会保険制度のあらゆる面を検討しなければならぬ。失業保険だけで社会保険というわけには参らない。あらゆるものを横の面も見た上で議論が出てくるのじゃないだろうか。片一方の方は後退せずに、片一方が負担が軽くなった、その面においては確かに軽減であると同時にこれは改善である、なるべく保険料を少なく給付を多くすることが私はすべての保険における一つの形態ではなからうかと思う。保険料を上げて給付を上げるといふよりも、保険料を上げずに給付の前進が理想である。同時に私は、今回は給付を悪化させずに保険料が下がるな

らば、下がった部分だけは改善といえるのじゃないだろうかと思ひます。

○八木(一男)委員 改善とはいえないのですが、そこは何回議論しても平行線ですから、それも一つきょうのお考えの中にじっくり入れておいていただきたい。上げろとは言っておきません。政府の考えで上げると言え、幾らでも日経連の抵抗があることは知っておりま。しかし、下げて給付の前進の機会をストップさせるということには、あまりにもえげつない。労働大臣は労働者の福祉厚生を考え、雇用の安定増大、生活の安定を考えている立場であります。失業保険の改悪は結局雇用主である日経連のような団体の負担を減らす。そして失業者の給付が前進する機会をストップする。おまけに、そういう悪い失業保険であれば、労働者は家族の生活にまされて、自分の健康を虫むむような悪条件、低賃金で働くことになる。日経連の連中は、そういう安賃金でこき使えば、搾取で差額は多くなるからもうかります。結局失業保険法の改正は大資本家の擁護政策であり、労働者を弾圧する政策なんです。少なくとも労働者の考へるべき政策じゃありません。通産大臣がそんなことを言うんなら、どうせ通産大臣は資本家の味方だと思ひけれども、労働大臣はそういうことじゃ困ると思う。これも今晩一つじっくりお考えになっていただきたい。

それからもう一つ健康保険の問題。この間も申しましたけれども、歴代の労働大臣——松野さんだけではありません、労働大臣は社会保険について実に不熱心です。労働者の弾圧政策については一生涯懸命にやられますけれど

も、社会保険については不熱心です。労働者の管轄が失業保険だけであらうと、社会保険全般は労働行政と関係がある。健康保険なり、日雇労働者健康保険なり、船員保険なり、全部関係がある。ところがそういう点について一つも発言をなさったことがないように思われる。一部負担論なんというの、労働大臣が厚生大臣となぐり合っている。でも食いとめなければならぬところなんです。歴代の労働大臣は何にもしておらない。幾ら注意申し上げても馬の耳に念仏です。馬みたいな労働大臣ばかりです。もっと人間みたいな労働大臣になってもらいたい。実は健康保険の料率の引き下げですね、これは大間違いだと思ひ。この間厚生大臣がこつちに来られて、厚生大臣とたいぶ議論をかわしたわけですが、松野さんは社会保険審議会が保険料の料率値下げのことで大議論があったことを御存じかどうか。

○松野国務大臣 社会保険審議会の審議の様子は申し伝へを受けております。

○八木(一男)委員 それでは、保険料値下げの反対論者の主要論点はどうかあつたか御存じですか。

○松野国務大臣 それは健康保険の場合です。——そのこまかいことは聞いておりません。

○八木(一男)委員 だから困るので。歴代の大臣がそうですから、松野さんだけを責めませんけれども、もっとそういう点について関心を持っていただきたい。松野さんくらい頭の頭をもつてすれば、関心があつてやる気になればすぐわかるはずですよ。ですから、一つ今御説明しておきます。今すぐ覚えていただきたい。

健康保険という問題は労働者に非常に関係の深い問題です。健康保険法の改悪というのが二年ほど前に強行されたんです。そのときに強行された改悪点は何かという、一部負担をふやすということ。一部負担というのは二つありまして、入院時の一部負担と初診時の一部負担です。初診時の一部負担は五十円だったのを百円までとれることにした。非常に安いものは七十円という場合もあるのですが、そういうふうにした。それから入院時の一部負担というものを作つた。これが二年間くらい、けんけんこうこう大騒ぎして、国会の審議がストップになって委員会差し戻しになったことは労働大臣も御存じだろうと思ひ。それほどの大問題であつた。その大問題にもかかわらず与党が無理やり押し切つたというの、健康保険が赤字で赤字で、どうにもこうにもならない、ひっくり返りそうだからというの理由だつた。ところが、押し通したときにはすでに赤字に転換をしてた。赤字に転換をしてるのに、赤字だ赤字だとうそをついて押しまくつた。社会保険制度審議会が答申をしたときには、その前の年に出したときには、赤字だ赤字だ。その次には答申なしですりかえてごまかして通そうとした。制度審議会が問題になって、そこで赤字だ赤字だとうそをついて、黒字の基調が出ていた。そんな赤字で、健康保険までひっくり返つてしまつて破産するなら、しよるがないから最小限度の一部負担なら涙をのんで、という言葉はなかったですけれども、そういう気持ちで、やむを得ないという答申が、非常な反対が

あったにかかわらず、比較的多数で通った。それをもとにして、社会保険制度審議会という最高の審議機関でも言っているからというのを援用して、それで通した。通したら、そういう経過は違わぬやないかといいましたら、そうじゃないのだ、赤字だけが理由じゃないに、一部負担を上げる理由があるということである。その理由というのは何かというと、安くしておくとかたくさん医者にかかってしまうが、そうすると注射や何かして費用がかかってしまうが、高くしておけば見せにくる者が少ない、そういうことであつた。それは健康保険のはき違えでありましょう。医療というものは、早く診断して早く病気をなおさなければならぬ。ほうっておいて、かぜを肺炎にしたら見ても何にもならぬ。肺炎になってからでは、それだけ国民も苦しむし、医療費も多くなる。医療の常識は早期診断、早期治療だと思ふ。それには早く見せなければならぬ。それを、初診時の一部負担を多くしておく見せようとする。健康保険の逆行です。それで困るのは患者であります。健康保険というのは、労働者と使用主と両方が保険料を負担している。国の方は、なまけて、つまみ食いして、保険料をだんだん減らしておる。それで、そういう制度を作ったのは、病気がなつたときにすぐ見てもらつて完全に病気をなおしてもらへるやうに作ったのです。またそれをみんなが希望したのじゃなくて、そういうことだから入れといつて強制加入にして、俸給袋から無理やりふんだくつてゐる。払わなければ差し押えを食うわけです。法律的な違反に問われるわけです。だから、五十円さえ出せば見てもらえると思つて、そのつもりで、無理やりにとられてもみながまんしておる。丈夫な者はとられてつまらぬといつておるけれども、国できまつたものはしょうがない。ところがそれを赤字という理由でほんとに上げた。松野さんは非常に裕福な家庭に育つておられるから、百円の金はそんなに大したものじゃないと思つておられるでしょうが、そうじゃない。貧しい家庭では重大問題です。私は貧しい時代がありまして。十円、二十円の金に困つたことがある。困つていたときには、まず第一に子供が学校にいらつて、学校の先生は幾ら持つてこいという、そつちの方に金を出すために、女房に渡してしまふのです。この二十円は何に使おうと思つていたのがなくなつてしまふ。次の子がまた持つていくと、隣のうちから借金しなければならぬ。子供だけには恥ずかしい思いをさせまいとする。そういうような家庭では、今度はからだが悪くて見てももらいたいときでも、一部負担の五十円、百円がないから、腹痛だけでも明日になったらなおるかもしれない、暖めてなおそうということになる。そうしますと、これが考え違ひで盲腸だつた、暖めたために化膿してひどいことになる。ときには命にかかわることもある。かぜで大したことはないと思つておつたのが肺炎で死ぬこともあれば、死ななくても非常に苦しむ、そういうことがある。一部負担の値上げはそういうことを招来するわけですから、そうであるからいけないと言つて、赤字で健康保険財政がつぶれてしまふ、破壊されてみなだめになつてしまふということを盛んに言

われるから、最小限度のものはやむを得ないと答申が出た。ところがそのときにごまかして、もう黒字になつておる。黒字になつておるのを赤字だといつて無理やり通そうとして、そして最後に追及されれば、そういうへり屈をいつてごまかしておる。これなんかも変なんです。患者の一部負担を受益者負担みたいな考え方です。せうなら、こんな健康保険制度はなくしたらい。みんな自分で貯金してその金で見てもらえなさい。社会保険といふものは連帯制で、保険料を払つて病氣になつたときは安心して見てもらへるという建前でやつてゐる。それを、患者は見てもらへる、得してゐるんだから百円出させる、そういう考え方だつたら、健康保険は全部解体した方がいい。それで病氣で注射してうんうんうなつて、金を五十円使つた、百円使つた、四百円使つたから得だと思つてゐる。病氣になつた者はありはしない。この被保険者といふものは労働者です。労働者がそういうひどい目にあつてゐるにもかかわらず、労働大臣は一つこの点に触れない。最も聰明で政治に熱心である松野さんすら、さつき質問したらほとんど御存じない。労働基本権の問題、弾正の問題を考へるより、こういうことを考へるのが労働行政の大事なことなんです。厚生省の所管であらうと、同じ国務大臣として閣議でそういうことを論議されるわけですから、当然厚生大臣をカバーしなければならぬ。厚生大臣が一部負担をなくしたいと思つても、大蔵大臣の頑迷なやつがいけないと言つた場合、何を言ふかといつて厚生大臣と連合して大蔵大臣を屈服してもとへ

戻さなければいけない。そのときに労働大臣は一つもうこういうことについて御理解がないといふことは、非常な頼りない話だ、情けない話だ。そういうことについて即刻十分に勉強になつて、こういう労働者に關係のある健康保険が非常にとてもないこじつけの理由で悪化されて、今黒字になつたからもとへ戻せるのに戻そうとしない。一部負担の悪い制度を廃止しないで、保険料の値下げといふような日経連がもうかるようなことを強行する。労働者や患者を考へないで、日経連のことばかり考へるのは政治ではない。厚生大臣も労働大臣もしつかり考へてもらいたい。事業主はぐんぐんもうけてゐる。保険料を下げるような心配は断じてない。それを事業主や日経連の圧力で保険料を下げて、それが労働行政か。そんなばかなことでは社会保険制度を論ずる資格はない。それについて労働大臣と厚生大臣の御意見を伺いたい。

○松野国務大臣 當時は、三年くらい前ですか、私が大臣になる前に、窓口徴収の問題はよく存じています。當時はたしか健康保険は、私の記憶では非常に赤字で、政府が三十億かの金を出して三年間にこれを改正する。當時はたしか厚生大臣は川崎厚生大臣だと記憶してゐます。(八木(一男)委員川崎厚生大臣のときの七人委員会は悪人だよ)と呼ぶ。この問題はよく知つておる。それは健康保険の財政なんですから、制度そのものは保険者の制度なんですから、制度と個人といふやうな考へで、一体で考へるべきだ。いろいろ議論はありましたが、窓口

徴収の初診料はたしか百円だったと記憶しております。入院のときは一日五十円だったと思ひます。今はどうなつてゐるか知りませんが、當時の記憶はそうだったと思ひます。あのときは鳩山内閣ですから、労働大臣は千葉さんです。當時私も野党でしたから、あなた方と一緒に議論したので知つてゐます。しかしあれは条件つきで賛成したので、今後政府が十億ずつ出すのか出さぬのかという議論で条件つきで——私も當時はあなた以上に激しくやつた時代もあるわけですが、今回の場合とあれとは少し違ふので、あのときは緊迫した財政の赤字で、大体健康保険は黒字で政府管掌が非常に赤字、国民健康保険は赤字だが健康保険は黒字に調を保つておつた。あのときには診察がふえて保険料率を改定するかどうかという時代でした。保険料率を上げるよりも窓口徴収という思想でいこう、保険料率を上げることが容易じゃない、徴収制度の改正でいこうじゃないかといふのが一つの家だつた。しかも緊急で永続のものじゃない、そういうものだった。お話を聞けば思ひ出がある。それと今回の問題は多少違ひますけれども、今回は悪化してゐるわけじゃない、前進です。一つの足だめだと考へて今後失業保険は前進します。しかしある時期においては一つ足だめという時代ですから、八木さん理想のような大きな家を建てるには少し私も自信がありませんが、この問題が済めばずっと前進いたします。この問題が済まないと思ひ切つて残して、いつまでも前進しないですよ。そしてこれが悪化してゐるというなら、どんな切でも取り除かなければ

ればならない。ところが悪化ではあり
ません。足踏みというところで、それ
にはいろいろなものがあるわけで、中
には前進もあれば、おっしゃるよう
にいろいろな問題を含んでおります。
しかしこれは後退とは私は言い切れ
ない。まあ百歩譲れば地固めだ、こ
ういうような感じですから、そんな
に悪化ではありません。将来これが
下がり取り戻すのに大へんだ、そん
なのじゃないと思う。やはり昨年
の予算編成の当時社会保障の一つの調整とい
う意味でやりになっておる。今にな
ればまたいろいろな問題が出て参り
ます。しかし一つ早く済むものは済
ましていただいて前進の方に私は進
みます。健康保険の問題は、私は当
時ももちろん労働大臣ではありません
で、関心を持っておりました。私の
記憶に間違いないければそういう情
勢だったと記憶しておる。私も野
党でしたからあなた方と一緒によく
勉強したものです。全然無関心であ
るわけではあり
ません。

○八木（一男）委員　失業保険に戻りますが、非常に悪化なんです。足踏みだとおっしゃったが、足踏みなら、今まで自動車に乗ってきておりた、自動車は取っ払われて持っていかれた、国庫負担の三分の一から四分の一の間だけです。そうしたらこれから前進しようというのに、足が痛くなくても乗りものに乗れないわけです。二年後に返ってくるかもしれないとしても、自動車は金ですから、ほかの者が使ってしまったてなかなか返さない。ですから後退なんです。前進の道ははばまれておる。足踏みはしておるが、今まで乗ってきた自動車はほかの者が持っていっ

て返はしない。二年後に返せるかもしれないといっても気休めですよ。憶病末練な倉石さんがほかの強盗に脅迫されて持っていかれて、何も取り戻そうという努力はされなかった。まだ見えておるのに、その次の松野さんも取り戻しに行かない。あの辺に見えておる、行ってみると消えてしまつて取り戻しができない、そういうことです。ですからじっくりお考えいただきたい。

にも御質問しますし、あした岸さんにもしますが、渡邊さん以上に聴明な熱心な政治家でいらっしやるけれども、なかなか一人でではしゃべりにくい。太蔵省というやつが、何も政治のことを考えないくせに、ドル箱だけ握ってそっくり返っている時代ですから、やはり二人でかかっていかないと、あんな連中はドル箱をめったにあげない。頑迷固陋の態度を排するために労働大臣と厚生大臣と同調して、労働者の利益ですから、一部負担と制限診療がくすするように、一部負担と制限診療が

焦点なんですから、それをなくして完全な診療をするように厚生大臣に協力して、厚生大臣がちょっと忘れておつたら、こんなことじゃいけないとしりをたたいて、厚生大臣が勇ましく行かれたらあとから応援する、そういうことの御決意を一つ聞いておきたい。

○松野国務大臣　足踏みというよりも地固めくらいではなからうか。また自動車を持っていかれたといつても、ちゃんと預かり証は先に取つてある。もし赤字が出たら三分の一まで負担するという公正証書以上の法律、そういう預かり証があるから、持っていかれはしません。これは公正証書でなくては

法律で、ちゃんと四分の一、赤字が出たときはその会計年度において三分の一までは戻しますということが書いてあるから、従つて足踏みにあらずして地固めくらいだと思う。持っていかれはしません。ちゃんと証文がある。しかもこれは百パーセント法律ですから、それは大丈夫です。あぶない証文やら、口約束ではありません。これはもう法律でちゃんとときまっていますのです。

○八木一男委員 赤字が出たから今ストップしたというのが給付の建前ですよ。ですからそんなものは、自動車を買にしても、一時間に三キロぐらいしか走れないスピード制限つきのそういう自動車を買ってくるだけです。自動車に乗るのは、早くしようということですから。給付を拡大するということです。現在の給付をストップさせて、それで赤字が出るというのは何にもならない。また今やるのだったら、あんなにおっしゃるように黒字基調だから、どんなに給付をストップさせても赤字が出っこないのです。自動車はそ

ういう美名のもとに盗まれたという、とです。人がよ過ぎるということ、です。そういうことでしょう。だからそれは断固として、今見えているのだから、あらゆる立場で取り返さなければ男といえないでしょう。健康保険について御協力願えるかどうかはつきり聞いておきたい。健康保険の一部負担を廃止する、制限診療を撤廃する、十分診療をするというふうに労働大臣は厚生大臣と協力して一生懸命やられるかどうか。

○松野国務大臣 それは所管大臣の厚生大臣のお話を聞いてから、私も十分厚生大臣の御意向に沿うようにいたし

ますが、まず厚生大臣の御意向を伺わないと、私は何ともお返事できません。よく厚生大臣の御方針に私は協力いたすつもりであります。

○八木（一男）委員 厚生大臣にはこの間だいが質問したのですが、厚生大臣は物わかりがよくて、一部負担をなくするようにすると言っておられる。だけれども大蔵省という難物があるから、口を引っぱられて、あまりはつきりした答弁はできない。その難物退治のために一緒にやって一生懸命やっていただけるといふことは、労働者のために、渡邊さん個人のためではない、労働者のためですから、労働者の責任なのです。やっていただけるといふことを伺いたい。

○松野國務大臣 厚生大臣のお話を將來ともよくお聞きして、それから協力しなければなりません。まだお聞きしておりませんし、いろいろ問題もありましょうから、その後において私はお返事いたします。

○八木(一)男委員 では労働大臣に對

する御質問は、今度は船員保険法等の一部改正を一条々やりますから、まだ三週間くらい質問分を持っておりますので、その質問を、もし長つたらしいから早く済ませたいと思われましたから、今晚、さつき申しましたように、じっくりお考えをいただいて、総理大臣並びに松野芳彌大臣から、前向きの気持を実際に表明した御意見がなれば、それで三週間も質問する必要はありませんから、今晚じっくりお考えになって、いい方向へ持っていっていただきたいと思えます。それがいかなければ三週間はやりますから、一つ御答弁を十分に御準備になつていただきました。

いと意思がすし、さらにまた齋藤と我々
党提出者、厚生大臣より、もつと発展
的な御意見を伺える可能性は十分にあ
ると思います。齋藤さんに十分に伺
いたいしますから、そのときもずっと
お立ち会ひ願うことを一つ御要求申し
上げておきます。その方も一つ齋藤さ
んが積極的に御答弁なさったときに、
政府の方で御意見を變へるということ
をなさらないで、自民党の労働行政に
対する、失業保険行政に対する熱意に
後から水をぶっかけないように、お願
いしたいと思ひます。まだ少し言つて
いただきたい点がありますが、労働大
臣はそれだけに……。

次に厚生大臣の方にお伺いをいたし
ます。

厚生年金で一つお伺いをいたしたい
と思いますので、小山年金局長をちょ
と呼んで下さい、年金の関係がありま
すから。――それでは小山年金局長が
来るまで日雇労働者健康保険について
伺います。

政府が今度船員保険法等の一部改正案の中に、この改正というものを出しておられる、また田中正巳君の案で与党案が出ておる、その案について、るる御質問を申し上げたいと思います。ここ志でございます滝井君からずいぶんと御質問があったように思われますけれども、私はいなかったことがありましたので、同じような、ダブった質問になるかも知れませんが、その点の一つ御了承を願いたいと思います。

日雇労働者健康保険につきましてでは、非常に給付が劣悪な状態にございまして、厚生大臣はこれについて

ていかがお考えでございましょうか。

○渡邊國務大臣 日雇健康保険の給付でございしますが、現在の日雇保険の収入の性質上、この給付の内容といたしましては将来の問題で、現在はやむを得ないと考えております。

○八木(一男)委員 将来の問題で、現状はやむを得ないとおっしゃるけれども、とにかく給付が劣悪なことはお認めになるわけですか。

○渡邊國務大臣 必ずしも十分でないと考えております。

○八木(一男)委員 その大臣答弁をよくなさいませけれども、必ずしもなっておっしゃらないで、劣悪であるということは一目瞭然ですから、はっきり劣悪だとおっしゃったらどうですか。

ほかのものは三年なのに一年しか医療給付がない、片一方傷病手当金は十四日しかない、それで劣悪じゃなくどうするのですか。そんなことを言っているのは、太宰局長の書いたものをこらんにならないでお答えになっていただきたい、こっちは知っておりますから、お答えになっていただかなければ話が進まないですよ。

○渡邊國務大臣 国民健康保険よりはまだまだ多いと思えます。

○八木(一男)委員 また太宰さんが入知恵をされました。太宰さんの入知恵はしばらくお断わりをしたいと思います。厚生大臣に御質問を申し上げておるので、厚生大臣は全部知ってなくて僕に追及しない。基本的な考え方を國務大臣に伺っているときに、厚生省当局がほとんど論議にならない。日雇労働者健康保険はお聞きのことです。労働者の健康保険の比較をなさるならば、労働者

の健康保険の中軸である健康保険の比較においてなさるのが当然であります。問題をすりかえて、性質の非常に違う国民健康保険の比較において、それよりまだ、そういうようなひん曲つた御答弁は審議をこちやこちやさせるだけです。率直に御答弁願いたいと思ひます。

○渡邊國務大臣 各保険制度上、これは調整をとっていかねければならぬ、かように考えております。

○八木(一男)委員 それでは健康保険で三年の給付があり、日雇労働者の健康保険の給付が一年であり、傷病手当金が日雇労働者健康保険は十四日にとどまっておる、そういうことで劣悪であるとお認めになるのかならないのか、えておりませんか。

○八木(一男)委員 これも遠回しですが、まあ前の答弁よりましですけれども、同じことを、どうしても言っているだけまでは聞きませんから、遠回しにやなくて、何回も言わせないで答えて下さい。知らないことを聞いているわけではないし、これからの厚生大臣のお考えを聞きたいために聞いているから、前段を聞いているから、遠回しにおっしゃってでも承服できませんからね。必ずしもよくないとおっしゃったけれども、それを劣悪とお認めになったものと理解をして話を進めてよろしいのであります。

○渡邊國務大臣 あなたの御意見としてお聞きしておきます。

○八木(一男)委員 三年より一年の給付が劣っている、これは日本語の常識だったら明らかですよ。劣っていることは悪いことです。何カ月も給付に

なっている傷病手当金よりも十四日しか給付ができないのは、給付において劣っていることは明らかです。そこの方が悪いことは明らかなんです。従つて劣悪だ。あなたの言葉として聞いておくと、そんな回りくどいことをおっしゃらず、劣悪は劣悪だと言いなさい。幾ら必ずしも何とかじゃないとおっしゃっても、それが三年なら三年にすぎないでいたくないが、現在一年と法律に書いてある。だから劣悪なんです。

○渡邊國務大臣 日雇保険の性質上、そうならざるを得ないのであります。しかし、われわれは将来国民皆保険の建前上、制度の上から大いに検討いたさなければならぬ、かように思っております。

○八木(一男)委員 厚生大臣は、健康保険制度について、国民健康保険と健康保険という柱、この二つを認めて医療行政を進行されておられると思ひますが、それについていかがですか。

○渡邊國務大臣 さようでございます。

○八木(一男)委員 そういう建前であります以上、労働者の健康保険と労働者以外の健康保険と分けて考えたらいい。これは歴代の厚生行政の柱で、そういう観点において厚生行政を考へて理解していかねければならぬと私も考へております。それが当然の今までの歴史であります。従つて日雇労働者健康保険というものは労働者の健康保険との比較において考へていかねければならぬ、論議をされていかねければならぬ。国民健康保険とこちやこちやにして考へるということとは間違ひであります。それについてどう

○渡邊國務大臣 御意見の通りでございます。

○八木(一男)委員 そういうことで、日雇労働者健康保険は健康保険に比して非常に劣悪である。やはり労働者である以上、同じような給付をさせなければならぬ。そういう方向で少なくとも前進がされなければならぬ。それについて渡邊さんのお考えを伺いたい。

○渡邊國務大臣 先ほども申しましたように、現在の制度といたしましては、日雇健康保険というものは、保険財政の上からいたしましては、これはやむを得ませんが、将来は漸進的にこれ考へていかねければならぬと思ひます。

○八木(一男)委員 大へんけつこうな御意見でございました。その点は全面的に――全面的じゃない、半分ぐらい賛成でございます。漸進的では少しスピードがぶいのでありまして、急速にやってもならねければならぬ。そこで、なぜ財政的に現在前進ができないかという理由について、どう考へて

○渡邊國務大臣 日雇健康保険という、収入においては一定のワケがはめられて以上は、これはやむを得ないものでございします。

○八木(一男)委員 端的に申し上げますと、日雇労働者は収入の少ない労働者です。従つて、保険料の多額の負担には耐えられないというところで保険料が組み立てられているわけでございします。それは当然のことです。しかしながら、健康保険制度から考へまするときに、収入の少ない者であっても、収入の多い者であっても、病気を回復

するために医療給付が同じようなものが要するということは保険の考へる常道であります。そこに非常に難点があるということは私も考へておりますが、厚生大臣もそのようにお考えでしようか。

○渡邊國務大臣 保険制度と社会保障政策、こういう両面から考へていきたくは、根本的にはどういふふうにかへたらいいか、お考えがございませぬか。

○渡邊國務大臣 具体的にはいろいろ社会保険審議会なりあるいは社会保障制度審議会において検討をいたされた、かように考へております。

○八木(一男)委員 もちろん各審議会の意見をお聞きになるのはけつこうであります。厚生行政の最高の担当者として、やっぱり大きな筋を出していただきたいと思ひます。ただし厚生行政は多面に分かれておりまして、御就任後相当の時に達しておりますけれども、御繁忙で、すべてについて御検討になるひまがなかったかもしれない。従つて、この問題を非常に熱心に検討していることにおられる滝井義高さんなり私なり、また与党の田中君なり、そのほかの諸先生方の御意見を十分聞いていただいて立てられなければ、社会保険審議会と社会保障制度審議会の意見だけを聞いてはいけません。そこで一つ意見を聞いておいていただきたいのですが、なぜそういうふうにできないかという、一方国民健康保険においては貧しい人も富める人もみな入っている。従つて、今の保険料

徴収の方法では収入割りとか資産割りというものがあつて、たとえば私は国民健康保険に入つておりますけれども、一年間に四万円ぐらいの保険料を取られてゐる。これは社会保険のために取られてもかまいません。そういうことで収入の少ない人にその金が回つてゐるわけでは、またそういうことで一つの財政が持つてゐるわけでは、ところが、労働者の健康保険においてはいろいろと制度が分かれてゐる。収入の少ない日雇いの労働者は日雇労働者健康保険として別個に置かれてゐる。従つて、普通の健康保険なり、政府管掌なり組合管掌なり、そういうところより保険料収入が少ないから、財政が苦しくなるのはあたりまえなんです。そこで、それをほかの保険のように調整するものは何か。調整するものは、制度を統制しない限りにおいては、国庫負担によつてのみ調節ができる。そういうことで、一割からだんだん上がつて、現在医療給付に対して二割五分、もう一つは傷病手当金に対しては三分の一の国庫負担が行なわれてゐるわけですが、それがはなはだ少ないために、健康保険が三年であるにかかわらず日雇健康保険は一年しか見てもらえない、非常なアンバランスを生じておる。そういう点、もつと調整機能をしつかりしなければいけないわけでは、そのようにお考えになりませんか。

○渡邊国務大臣 現在すでにやつてゐると思ひます。

○八木(一男)委員 私は労働者の健康保険と申し上げた。日雇労働者健康保険と申し上げたわけではない。労働者の健康保険の場合には、そのつかみ金がかんぐんと減つて、この間渡井さんからいろいろと攻撃を受けたはずなんです。組合管掌の方には何もありません。労働者全体には健康保険の国庫負担はほとんどないと同じであります。これは松野労働大臣も関係がありますから聞いておいていただきたいと思ひます。国民健康保険には国庫負担があります。同じ国民である労働者の健康保険にそれが無い。日雇労働者健康保険にはありますけれども、総体的に国庫負担がない。つかみ金の三十億がだんだん減つて、十億、五億と減つてきた。とにかく確固とした国庫負担がない。これは国民すべて一視同仁という政治の立場からすれば間違ひであります。間違ひであるのを直す。直すためには、労働者の健康保険制度が一本でなく、管掌、今二割五分、それと同じ国庫負担をしるということも言つておられます。していただいてももちろんけっこうですけれども……労働者全体に——国民健康保険に二割五分の国庫負担をしてゐるのだから、人数が同じと

したら、人数割りでよろしいですけれども、同額ぐらいの国庫負担を労働者にしたらいい。ところが制度が分かれてゐる。国民健康保険では全部が一緒になつてゐるから、金持ちもくさんといふ保険料を納める、貧乏人はちよつといふ。ならされて給付が一緒になるという作用をしてゐる。労働者の方は制度が分かれてゐる。非常に日の当たる産業の方は組合管掌になる。そのほかのものは政府管掌になる。日雇いの労働者は日雇労働者健康保険で固められてゐる。保険料の上がるものと、収入が少ないから、保険料だけではない。それを国庫負担で埋めるという現象をやられてゐる。その埋めるといふ現象を労働者全体で考える。国民健康保険が二割五分をやつてゐる。労働者全体にそのくらの金額をやるとしたら、それで収入の少ない部分に厚みをかければ問題は解決する。そうならば、労働者全体の受け取るべき国庫負担をつぎ込めば、日雇労働者健康保険の国庫負担は、社会保険だからおかしと言われるけれども、九割九分国庫負担したつてできる。そういうことをすれば、給付が一年しかない、肺病がやつとなおしかけたというのに追い出されて、また再発するという、そんなばかなこととはなくなる。傷病手当金が十四日間、出産手当金が十四日間、労働基準法で産前産後の休みは八十四日間ある。それをカバーする出産手当金が十四日間しかない。そんなばかなこと、労働行政に全然マッチしない健康保険がある。そういうような内容を変えることができる。従つて、日雇労働者健康保険法は少なくとも、八割、九割の国庫負担をして、一般の健康保険と同

じ給付になるように急速にしなければならぬ。それにもかかわらず、厚生省は四割国庫負担案を出しながら、ぼやぼやして大蔵省の議論に負けて、なぜそれを撤回したか、なぜそれを通せなかったか、そのような弱腰では厚生省を預かる資格はございません。四割国庫負担を急速に取り返す覚悟ありやいなや。

担が、二割五分と三分の一をならして三割になる。幾分金額はふえておりますが、十億にならない。二億か三億、四億くらい。まあこれは数字を見ればわかりますから……。そのくらのことでは、給付が一年ということも少ない、出産手当金が十四日ということも少ないといふことは、カバーできない。赤字をちよつと埋めただけ。一つも給付の前進になつてゐない。赤字などはあなた方が勝手に考えればいい。社会保障というものは給付を前進させることが目的なんだ。給付をさせるために国庫負担が必要ならば、大蔵大臣とけんかしてもとらなければいけない。赤字解消のためちよつと上げたぐらいでは、それは前進にはなりません。四割国庫負担案をほんとうに押し通せなかったのは非常に残念でありますけれども、一つ四割といわず五割くらい国庫負担をこれから急速に進められる強力な御意思があるかどうか伺ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 厚生大臣の善意はわからないことはありませんけれども、三割というのには去年から要求しております。去年の船員保険法等の一部改正案というのインテリゲンチヤ案を通じてという建前から、去年から皆さん要求してあります。三割では前進ではありません。ことはたしか四割を要求されたはずなんです。なぜそれを出さばり切れなかつたか。非常な自然増収が見越されてゐるときに、そのくらい

りますから、そこでよく考えられなければならぬのは、今、大體国民健康保険に平均して二割五分の国庫負担をしておられる。それならば、当然、同じ国民といつたしまして労働者の方にもそれと同じような国庫負担をしなければならぬ、そうお考えになりませんか。

○八木(一男)委員 現在すでにやつてゐると思ひます。

○八木(一男)委員 隠れみのを作つたらいけない。それほど総合調整が大事だと思ふなら、失業保険の改悪なんか撤回されたらいい。それは政府の国務大臣ですから、あなたも関係がある。それほど総合調整を重んじるなら、船員保険法の一部改正案を撤回なさい。そつちは総合調整を待たずしてやられるなら、そうして改悪を一方でやられるなら、ちよつとくらの改正くらいやらなければ、政府の資格はないじゃないや。いいことは総合調整を待て、悪いことは総合調整を待たなくともやる。そんなでたらめな総合調整の使い方はあつたものじゃない。日雇労働者健康保険法を購読しても急速によくなさる決意があるかどうか。

○八木(一男)委員 本年度の日雇労働者健康保険法ですね、これは非常に給付はストップしてあります。ただ国庫負

○八木(一男)委員 多岐にわたつてお

○八木(一男)委員 本年度の日雇労働者健康保険法ですね、これは非常に給付はストップしてあります。ただ国庫負

○八木(一男)委員 本年度の日雇労働者健康保険法ですね、これは非常に給付はストップしてあります。ただ国庫負

○八木(一男)委員 本年度の日雇労働者健康保険法ですね、これは非常に給付はストップしてあります。ただ国庫負

のことは——日雇労働者健康保険は、そんなに対象人員も多くないし、給付も多くない。四割にしたところでその金額は、国家財政からいって大したことはない。それを、ただバランス論で大蔵省に押しまくられるわけだ。四割では筋が通らないというようないか。金額自体にしたら、厚生大臣がほんとうに熱意を持っておられて、労働大臣がばやばやしておられないで援助されたら、そのくらいなら大蔵省は屈服できる。ほんとうに出すとなれば、四割くらいは予備費でも出せません。それをバランス論、今までの非常な悪い、困っている、それを急に変えることはどうであろうかというふうなバランス論、悪い状態を急に変えたらいけないというのでは、政治の前進はない。悪いところは悪いでぐんと上げなければいけない。それを、ほかが一割でこつちがたぐさん上がたらバランスを失するというふうな大蔵省のやり方で、押えられたのじゃないかと、これは非常に僭越でありますけれども、思いますが。ほんとうに厚生省が強腰でなかつたら押えられた。今度は一つ強腰でやっていただけですか。

○渡邊国務大臣 大いに一つこれからあらゆる方面の御要望に沿ひまして努力いたしてみたいと思ひます。

○八木(一男)委員 同僚の滝井君の御質問で傍受しておりましたけれども、健康保険の出産手当金というものは日雇労働者健康保険についても当然入れなければならぬ、そういう問題について、どういう御答弁をされましたか。

○渡邊国務大臣 日数を多少ふやすつもりでございます。

○八木(一男)委員 出産手当金ですね、どのくらいふやされるつもりですか。

○渡邊国務大臣 一週間ぐらいいない見当を目ざしております。

○八木(一男)委員 労働大臣にお伺いします。さつき申し上げたように、労働基準法で産前産後に休める日にちは、産前及び産後四十二日、合計八十四日のはずだと思ひます。厚生省の方で、出産手当金があまり短い、だから直そうという努力をしておられるわけですか。それで十四日を一週間延ばさう。延ばされることは非常にけっこうだと思ひます。大蔵省は頑迷固陋ですから、それでも相当の勇氣を持ってやっておられるだろうと思ひます。しかしこういうことでは非常に乏しい過ぎるので、基準法の線と同じような出産手当金を出さなければならぬ。金の裏づけがなければ、婦人労働者は子供をかかえているからかせげないのです。そういうことで、ほんとうに労働行政とマッチしないわけですね。そういう点で厚生大臣に非常な御力添えをお願いして、厚生大臣が、一週間といわずもって、たくさんできると大蔵省に対して説得できるという自信をお持ちになるように、一つ厚生大臣に対する御協力を願うという点について、労働大臣として意思表示をせられたい。

○松野国務大臣 よく研究してみます。また、この基準法のやつは、何も月給をやらなというのじゃないのです。休暇を与えるというのですから、これは有給休暇を理想としておられるのですから、給与の問題については、これは有給休暇を理想として基準法でできているわけですね。

○八木(一男)委員 それは基準法の精神です。日雇労働者でありますから、休んだらもらえないのであります。だけれども、そういう方の労働者に産前産後をそういうふうに考えているんだしたら、当然同じように、全労働者が四十二日ずつ前後で休めるというふうな建前にしなければいけないと思ひます。休むには、それだけ出産手当金がもらえなければ生活ができないから、実際に休むことができないという建前、出産手当金というものは当然八十四日になるべきだ。一ぺんに八十四日は、大蔵大臣やわけわからぬ連中が多いですから、むずかしいかもしれせんけれども、とにかく二週間が一週間延びても、あまりに僅少ですよ。一つ厚生大臣も元氣を出していただいで、もつと大蔵に延びるように御努力をお願いしたい。それに対する厚生大臣の御所見を伺いたい。

○渡邊国務大臣 先ほど申し上げた通り、さように努力いたしつづつあるところでございします。

○八木(一男)委員 それとともに傷病手当金の方もやはりもう少しというか、できるだけお考えをお願いしたい。傷病手当金というのは、御承知の通り、病氣になつて治療を受けているときの給付でありまして、現金給付であります。日雇労働者の人たちは生活が非常に困つておりますから、お医者さんに、休んで病氣をなおさなさいという医療上の指示をいただいた場合でも、給料が入らないと困るということでも、失業保険ではそのとき自分が病氣で休んだら失業保険に入れませんから、やはり傷病手当金というものは入らない。金が入らないと、子供が飢えかけておれば、薬を飲んで安静にしなければならぬ。

おらないぞとお医者さんに言われても、目の前の子供の泣き声を聞いたら、やはり出て働くことになる。そうすると、なおりかけた病氣がぶり返す。そうすると、日雇労働者健康保険関係にさらによい医療給付をしなければならぬ。赤字のものを作るわけですね。日雇労働者健康保険の赤字のものを作らないように、また労働者がほんとうに早く病氣がなおるように、その間の生活がある程度保てるように、そのためには傷病手当金をもう少し延ばしていただく必要がある。二週間延ばさう。肝臓が悪いといえど一カ月も休まなければならぬ。結核ならもつと長い。そういうこともある。そういうことで、傷病手当金の延長についても一つ積極的にお考えをお願いしたいと思ひますが、どうですか。

○渡邊国務大臣 現在傷病手当金は二百円だと思ひます。二百円は一応日雇労働者の日給の約六割に相当するわけですね。それで、私どももいたしましては現在のところやむを得ないのじゃないかろうか、かように考えておりますが、期間の延長につきましては将来の問題として検討いたしてみたいと思ひます。

○八木(一男)委員 検討でも、ないよりましですが、どうか一つできる限りにおいて——これは大蔵省の壁がありますからできないこともあるでしょうが、できる限り延ばすようにしたいというような御返事を賜りたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 今直ちに延ばすということはできないと思ひます。くだいように申しすけれども、将来の問題として検討いたしてみたいと思ひます。

○八木(一男)委員 その将来はいつごろですか。臨時国会にでも考えていただけですか。

○渡邊国務大臣 それは今のところ申し上げかねます。

○八木(一男)委員 問題の焦点はおわかりになったと思ひます。それを御努力で打開なさることはいいことであるといふことは御同感であらうと思ひます。いいことである以上、できるだけ至急に実現のために最大の努力をしていただくという御返事を一つ、非常な心あたりの政治家としての渡邊さんの口から、ぜひまげて承りたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 これは私どもはできるだけそのようなつもりでおります。

○八木(一男)委員 医療給付の問題についてさらにお伺いしたいのです。

健康保険の方で三年も医療給付があるのに、片一方が一年、しかも国民健康保険でやはり原則として三年というふうになつておられるのに、一年では、社会保険としてはあまりにバランスが欠けておると思ひます。これについて、急速に延長されるお考えが当然あらなければならない。それについてのお考えを伺いたいと思ひます。

○渡邊国務大臣 私どももいたしましては、国庫負担の増額も、また保険料の国庫負担につきましても将来考えていきたい、かように考えております。

○八木(一男)委員 松野労働大臣に、今医療給付期間の延長、それから傷病手当金の延長、出産手当金はさつき申し上げましたが、それらの実現のために、国庫負担の増額について厚生大臣が御意見をおっしゃったが、御協力願

年金のように、最低でも七千円、しかも六十五才でなくて六十才から支給す

いということを指摘いたしました。これは橋本龍伍君が厚生大臣のときにどういう考え方が、こんなことではけしからぬではないかと言ったら、お気づきになりました、任意適用という制度をとられまして、任意適用と任意適用というものは、御承知の通り国民年金法にございます免除規定、これが適用されません。そういうことでは非常に不公平である。労働者の配偶者であつたら免除の適用を受ける条件に当てはまる場合は当然である。それが任意適用で勝手に加入したのだから免除はしてやらない、国民をばかにしたやり方である。一視同仁のやり方ではない。これは当然変えてもらわなければならぬ、労働者の福祉をほんとうの任務とされておる労働大臣としては、こういう点にお気づきになってやはり助言をされなければいけないと思つております。労働者の配偶者だけがあらゆる年金法からはずれておる。その理由は、遺族の年金があるから、労働者が死んだ場合に遺族として奥さんがもらえるからといつても、労働者の奥さんはそういう非人間的な人間ではありません。亭主が死ぬのを望んでいゝ奥さんなんか一人もない。御主人も長生きして、自分も長生きして、ともしらがで、両方とも当然年金をもつて老後を楽しまたい、これが当然の考え方でありまふ。しかるにかかわらず、労働者の配偶者は遺族年金だけではない、その人の老齢年金は要らない、そういうような政府の年金政策であります。労働者保護の立場の労働大臣は、こういうことにお気づきになり、そういうことはよくないと言わ

れるのが当然であるのに、歴代の労働大臣は社会保険についてはほとんど零点に近い。松野さんは一つ優等生になつていただいて、そういうことをしっかりやっていただきたいと思ひます。

●松野国務大臣 国民年金はまだ一部実施でありまして、全面実施ではございませんで、今日はまずその緩急順序に依つて、一番必要なところから適用になるという意味で、何ら今日遺族保障のないところからさわるのだというふうな方向でこの問題が検討されたのじやなからうかと私は推察するのでありますが、将来ともにこの問題は全面適用及び拡大のときには当然議論になることであらう、こういうふうに私は考へておるわけでありまふが、昨年、国民年金法ができた当時は私は総理府におりましたもので、所管ではございませんで、直接担当はいたしておりませんで、當時は審議会は私は担当しておつたが、法案には関与しておりませんで、私がずっと労働大臣でおれば、将来ともにこの問題は必ず発言いたすつもりであります。

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

すが、その前向きな姿勢で改正案を出されようとするときに、難物は大臣です。これを退治するために、一つ労働大臣も厚生大臣と御協力になつて、変なことをやなくてよくなるように、もっと御理解を深めてやっていただきたいと思ひます。

わからぬ連中の抵抗がある。そういうわけのわからない連中の抵抗を排除するために、厚生大臣、労働大臣の偉大なる政治力をかりなければならぬ。この点で御両所のほんとうに勇敢な前進のお約束を願ふかどうか。

●松野国務大臣 よく検討して善処いたします。

●八木(一男)委員 そういうことで、これは具体的な方法としては厚生年金保険法の中でやっていただいてもいいのです。厚生年金保険法の中で、配遇者に対する遺族保障ではなしに、その老齢保障をやつていただいても差しつかへございませんで、そうならば国民年金法の任意適用ということも考えられまふ。またもう一つの方法としては国民年金法の強制適用です。これはどちらがよいのか、われわれも考えは持つてお

る。それを御答申申し上げたのを別の名前前で呼んでゐるわけでありまふが、両方とも同じです。その方式は改善の策でございませんで、少なくともその方式くらいは保つてもらわなければいけません。その内容の一番大事な点は、労働者が職場が変わつたときに、たとえば厚生年金保険法では二十年たつたければ年金を支給される権利がございませんで、ところが十年でやめてしまつてよそのところへ行つてまた働く。今厚生年金で一般の民間産業では通算されることになつておりますが、通算されない職場、あるいは通算されない職業――労働者から農民に変わった、商売人になつたという場合には、今まで納めた保険料がかけ捨て、あるいはか納めたに近しい状態になる。脱退手当金は損なひです。そういうことでは年金制度の健全な発達はできませんし、制度なんかどうでもよいけれども、年金を受け取る人の老後の保障はされな

●八木(一男)委員 労働大臣は直接担当しておありにならないから、少しはおわかりにくいと思ひますけれども、労働者保護上非常に大事でございませんで、至急に御検討願ひます。この問題は、御承知の通りおたくにはたくさん権威者もおられますので、一つ御検討になつて推進をお願いしたいと思ひます。

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

●八木(一男)委員 少し御理解が間違つておると思ひます。無拠出国民年金はもうこの三月三日から実施されてしまつてゐる。国民年金法は去年通つてしまつてゐる。米年から実施の要件もきまつてゐるわけだ。きまつてゐるときに、労働者の配偶者が不当な取り扱いを受けてゐる。だから直さなければならぬ。こういう間違ひがあるの、来年国民年金法が四月から施行されるまでに検討して国民年金法の改正案を出されるというところは、厚生大臣は前向きな姿勢で臨んでおられるので

すけれども、その残りが高等数学的に計算されて、残りが二十年から幾らという事になっていく。そこで途中でやめた人は当然国庫負担分の権利も持ち、使用主からもらった分の権利も持っているにかかわらず、それが全然取つかわれる。自分の納めた保険料に利息をつけたくらいで、これだけやるからお前はばいという事になっていくのが今の脱退手当金なのです。ところが途中で職場をやめるといことは不幸なのです。健康上の理由か何か、いろいろなことで非常に不幸だ。将来も不幸だ。その不幸な人が老齢になったら老齢年金が一番必要なのです。その人の年金の権利が遮断されて、脱退手当金という一時金でほうり出される。凍結方式をとれば、小さいながらもいろいろな年金を合わせてじゅうぶんになるのです。使用主の出した分、国庫負担分が削除されては何にもならない。それで社会保障制度審議会の凍結方式、厚生省のいわゆるじゅうぶんないというので、途中脱退者には、使用主の出した分、国庫負担として出すべき分が権利としてちゃんと計算をされて、その金額が脱退手当金となつて、それが年金化されて、そうして今までの十五年分の年金をほかのところに行つてもらう。それが五十五才で始まるものもあれば六十五才で始まるものもある。結局において六十五才をこえればこれがじゅうぶんなきになつて、そういう老齢の年齢になったときにそれが加算された相当な年金になつて老齢が保障されるという方式、そういう方式であるので、その脱退手当金、現在の非常に不利な、一番気

の毒な人を押し詰めて、この人の当然の権利をしあわせな人が剝奪するといふような形式で計算されている脱退手当金そのままで通算制度が行なわれたら、これは魂が入らない通算制度になる。それを直さなければならぬ。それを直すためには、幾分の国庫負担は覚悟してもらわなければならぬ。二十年後の人は当然の権利として法律上期待権、既得権として確保される。期待権、既得権を侵害することはできない。ところが脱退者に対してそれだけ不利な条件をつけることは、社会保障の制度で非常につけられないことだ。それを直すためには補てんをやはり国庫負担でしなければならぬということになる。そういうことを社会保障制度審議会は答申をしているわけだ。これは局長、まさかそれを間違つて御説明にならないと思ひますけれども、大蔵省あたりはひん曲げて解釈をして皆さんにそういうことをおっしゃつたら、ひん曲げた解釈で主張をする、そのときに、断じてその間違ひであるということ、厚生大臣、労働大臣は大蔵省を説得して、当然の通算制度が行なわれるように御努力になつていただかなければならぬ。それについての御決意を伺いたい。

○渡邊国務大臣 保険制度の性格といふは、あるいはまた財源上、これは現在の脱退手当というものはどういふふうに取り扱われる方がいかと題じゃないかと考えております。これは詳しいことは政府委員から御説明いたさせます。

○松野国務大臣 保険の経理の基本だろうと私は思うのです。当時あるいは

末高さんでしたか、社会保障制度審議会からも、国民年金に關しては同じような答申を受けまして、それは保険計数の計算の非常に大きな基本だったのです。それによつて保険のすべての財源とかいふものが全部変わつてくるのです。従つて社会保障そのものの制度から言ふならばお話を通りだと思ひますが、保険の徴収率とかそういうことからいふと勘案して考えるべきだ。しかし思想としてはおっしゃるよう

に、脱退されるとほとんど積立金ブラスワズかだったと私も記憶します。ほとんど積立金に幾らか足す程度で、利益というものは非常に少ない。あれはぎりぎり十五年でしたか、一番下になるともっと少なくなる。その辺は非常に議論の多いところだったと私は記憶しますが、それは担当の厚生大臣からいきさつはお聞き願ひたいと思ひます。

○八木(一男)委員 厚生大臣も労働大臣も、問題が複雑だし、突然申し上げましたからつきり御答弁をいただだけませんけれども、とにかく社会保障制度審議会に政府が諮問をされた。社会保障制度審議会は末高君も来られまして、末高案はあのととき否決になりましたけれども、大内さん、藤林さん、われわれチェンピラを加えまして、一生懸命二日間徹夜状態でやつたわけです。そうして結論が出た。当然日経連の代表であつて、第一生命の重役である齋藤君も入つて、その人たちが納得して——おそらく藤本さんもおられたと思ひます。そのとき与野党ともに、労働者も資本家ともにこれが最大の結論であるとして出した結論なんです。それにそういう要件が入つてお

る。それを一方面的な解釈でひん曲げないような状態で、社会保障制度審議会にわざわざ諮問され、一生懸命出した答申が、根本的な方向で通算制度が確立されるように、厚生大臣、労働大臣、御努力を願ひたいということでありました。申し上げたことは、小山さんには事情を全部御承知であります。首を縦に振つておられます。横には決して振つておりませんから、その点で一つ厚生大臣と松野さん、積極的に一生懸命努力するというお返事を賜われれば幸いです。

○渡邊国務大臣 社会保障制度審議会ではそのような答申を出してあります。その解釈につきまして何かまちまちのようになつたのお話では聞かざるのでありますが、政府といたしましては検討いたしまして、先ほど申しましたような保険制度の性格、財政上の建前からいまして、できるだけ将来の問題について検討したいと思ひます。

○八木(一男)委員 私が言うところ、何か政府が困ることを言うように誤解して御答弁になつておられる節があるが、そうではない。言うときはつきり言う。大内さんを初め、藤林さん、末高君などは政府側です。末高君、藤林さん、今井一男さん、齋藤さん——ここにおられる齋藤さんではありません、日経連の代表の、数理の一番大家として自負しておられる方です。その人たちが賛成しておられる。藤本さんもおられた。そういうことできまつたことであつた。社会保障制度審議会設置法第二条第二項に「内閣総理大臣及び関係各大臣は、社会保障に關する企画、立法又は運営の大綱に關しては、あら

かじめ、審議会の意見を求めなければならない。」という厳然たる規定がある。審議会の答申が尊重されなければ、当然内閣として責任を追及されなければならない。尊重されるのが建前であるけれども、それを厚生当局の担当者を通すために一生懸命に研究しておられるのだけれども、大蔵省というわけのわからぬ連中がよいけいなし出口をすることがあるかもしれないので、そのときには労働大臣なり厚生大臣なりの有力な閣僚が当然尊重しなければならぬ。厚生省の原局が一生懸命通そうとしていることが通るように、積極的に努力を願ひたいということをお願いしておるわけでありました。ですから警戒してものを語るというように、ことをなさらないように、率直に御答弁を願ひたいと思ひます。

○松野国務大臣 わけのわからない議論には断じて戦ひます。

○渡邊国務大臣 御趣旨の線に沿つてやつていきたいと思います。

○八木(一男)委員 それでは、すべての法律の規定、条文ごとによれば三、四週間はかかりますし、船員保険はまだ一言も言つておりませんし、厚生年金、日雇労働者健康保険についても質問があり、田中さん及び齋藤さん、そういう政府原案の熱心な提案者に対して十分に熱心に御質問を申し上げなければならぬのでありますが、きょうは時間が迫りましたから、あと一つ申し上げまして、きょうのところは質問の百分の一で終わりたいと思ひます。

そこで厚生大臣に一つお願いがございます。山林労働者に対して、日雇労働者健康保険法の適用について何回も実情を懇切に御説明を申し上げてお願

いを申し上げておるわけでありませう。もちろん厚生省としては検討を要する問題だらうと思いますが、一つ前向きにできるだけ早く御検討下さって、そのような日雇労働者健康保険の擬制適用を希望しておる人たちの希望に沿っていただくように御努力をお願いしたいと思います。一つあたたい御返事をお願いいたします。

○渡邊国務大臣 擬制適用の問題でございますが、これはなかなか実態がつかみにくいのでございますけれども、国民皆保険制度の前提といたしまして、できるだけ御趣旨に沿うて、事務的に早くこれの結論を出したいと思っております。

○八木(一男)委員 その点、どうもありがとうございます。それでは保険局長も、保険局次長も、健康保険課長も、各課員の方も、各局員の方も、厚生大臣の今のあたたい御答弁をお伝えになっていただいて、厚生大臣の御趣旨、厚生大臣のあたたい政治の実現するように御努力下さるよう御要望を申し上げておきます。太宰さん一つよろしくお願いいたします。

それから次に、これはちよつと順序がはずれてしまつて恐縮なんです、松野さんに一つ文句を言わなければならぬことがあるのです。最後になつて文句を申し上げるのは恐縮なんです、が……労働者の政府委員の方おられます。日雇労働者失業保険法のエスカレーター条項は第何条でしたか。

○堀政府委員 失業保険法三十八条の九です。

○八木(一男)委員 失業保険法第三十八條の九ですね。労働大臣は、毎月末日においてすでに徴収した保険料総額

とすでに支給した保険給付総額の三分の二に相当する額との差額が、その月及びその前三月の四箇月間に支給した保険給付総額の百分の百を超えるに至つたと認める場合、又は百分の五十を下るに至つたと認める場合は、前項の通算して六日又は継続して四日の日数(その日数が、本項の規定により変更されたときは、その変更された日数)について、各々一日を減じ、又は加えるものとします。という条文がございませう。私の知つてゐる範囲においては、この条文はすでに適用されておられないばかりでございませう。それにもかかわらず今までの待期は一日減らされないうままに押し通してしまつて、今度法律に待期を一日減らすというものは出ておりますけれども、しかしながらこれは当然エスカレーター条項を發揮して減らしていただかなければならない。特に対象者は非常に零細な給料、非常に零細な不安定な職業にある。そのような労働者、その人たちが待期一日減少を非常に熱望していることは御承知の通りなんです。現行法の体系上できることです。しなければならぬ義務のあることが放置されているというところは非常に遺憾であります。その点について労働大臣の御所見を伺いたい。

○堀政府委員 お話のような規則が三十八條の九の末項にあるわけでございます。これにつきまして、今回の政府の案によりますと、お説のように待期を一日減少する、縮少する、このようになつておられます。そこで今回の法案におきましては、この条項を削ることになっております。その趣旨とすると、これは、待期を一日減少する、

それであつた問題につきまして、先ほども御説明申し上げました、三十四年から三十六年までの収支状況を、これは一般と日雇いとそれぞれ別建てでございますが、別々に検討いたしまして、それによりましてこの待期の問題についてはつきりした結論を出したい、このように考えておるわけでございます。

○八木(一男)委員 将来の問題については、また各論のときに論議をいたしますけれども、現行法上待期を減らすなければならぬにかかわらず減らしてないのは、非常に重大なことであらうと思ふのです。それについて労働大臣の御意見を伺いたいと思ひます。

○松野国務大臣 計数のことですか、局長から答弁させます。

○堀政府委員 失業保険法の運用につきましては職業安定審議会にお諮りいたしまして、重要問題についてはそれによつて運用しておるわけでございます。このようないし三十八條の九の末項の規定がございませうが、最近の状況にかんがみましますと、一日増加したりあるいは減少するといふようなことをいたしますと、日雇いの失業者側に打ち出すといふような意見が非常に強くて、結局今までの条項を廢止したことは、だいたい前においてはございませうが、最近におきましては、お説の状況にかんがみましますと、しかし最近の状況にかんがみましますと、待期の減少といふことは日雇いの失業者の要望でもありましますと、とりあえずこれを一日短縮するといふことには検討いたしました。その後の問題につきましては検討いたしました。遺憾のないように、さ

らに改善について努力したいと考えてございます。

○八木(一男)委員 この条項を適切にすれば、当然待期を一日減少する、今は黒字の状態にある、それはお認めになります。

○堀政府委員 ただいまの状況からいいますれば、そのようなことになりませう。

○八木(一男)委員 私は政府追及ばかりしようというわけじゃないのです。労働大臣、こういうことなんです。すでに今の条文で一日減らせるのです。減らさなければいけないのです。職業何とか審議会と言われましたけれども、ここでは、審議会の意見を經過とか聞いてとか、一つも書いてない。労働大臣の責任においてやらなければならぬことがやられてない。これはもういいです。済んだことをぎやぎやあ言つてもしょうがないので、よくしつてもらへばいいのです。別にそれだけ猛烈に追及はいたしませんけれども、こういうことになつておるわけですか。

そこでもとに戻りますが、船員保険法の一部改正案は宅の方ではいい点がある、一日待期などはいいい点の一つであるから通して下さいと言つておるけれども、こういうインテンチがあるわけですから、一日待期は減らせるのに、それはほかをかりしておいて、それを今度失業保険法の中に入れて、ほかのことは猛烈に悪いが、そういういい点もあるからがまんして通して下さいといふのはちよつとおかしいと思ふのです。これも今晩じっくりお考えになる要件の一つにしておいていただきたいと思います。これはわあわあ言いたいところなんです、僕はわあわあ言

のはほんとうは好きじゃないのです。よくしたいために言つておるのです。済んだことはどうもしようがないが、これは明らかに労働者の権利の侵害です。黒字があるといつても、それは行政運用が怠慢であつたために労働者の中の一番気の毒な、就労日数が少なかった日雇労働者の中で失業の状態が多かつたものもあつた金が政府の失業保険特別会計の中に黒字として残された。その黒字はごく少ないものでありまして、それが理由にされてほかの方に持つていかれて、そういう黒字があるから保険料率を下げてもいいのだという理由の一つに援用されておる。それでどうしておるのだからかというところ、経費者です。ぼんぼんもうけておる。非常に気の毒な人が当然もらうべき金がそういう意圖によつて搾取されておる。それを理由にして使用主の出すものが大負けに負かされておる。そういうことが行なわれておるのです、それが困る。

そうお考えになりませんか。

○松野国務大臣 今回の改正は日雇いと一般と、二つの問題であります。日雇いの会計と一般の会計とは別個にしておりませう。従つてこれが黒字だからといって、一般の失業保険の問題とは会計は別にしておりませう。従つて当然こういう条項と同時に今回そういう条項を恒久化する法律案を出しておるのです。これが黒字だからというわけではありませう。全然別会計にしておりますから、その趣旨はおのづから別だと思つております。

○八木(一男)委員 会計は別だと思つてはありますが、国庫負担三分の一をおるわけですか。

それは、

分の一にしたという理由は、一般の失業保険会計の部分も日雇い失業保険の会計の部分も四分の一でやっていけるであろうということの間違つた議論に援用されたという間違つたインテリゲンチヤ法案になったのです。国庫負担の点でつながつておるのです。あなたの御答弁は非常に頭のいい御答弁だと思ひますが、頭がいいということといふ政治とは違ふのです。そういうことでなしに、間違つた、怠慢であつた、悪かつたということ率直に認めていただきたいと思ひます。

○松野國務大臣 三分の一、四分の一はつながつております。同時にこの会計は別々であります。同時に赤字が出たときも別々に処理いたします。従つて、その比率はそうだが、その内容については一緒くたにしておるわけではあります。ちゃんと部内では整理して、赤字も整理いたします。全部が赤字でなければいけないというわけではありません。日雇いが赤字のときには、四分の一が三分の一として適用になるわけでありま。従つて、法律から見れば、表面は一緒ですが、内容の運営はおのづから違つてくる、こういう意味で、あたたかい政治をやりたいと思ひます。

○八木(一男)委員 非常にあたたかいということをよくおっしゃるけれども、それをほんとうに心の底にしませておいてほしいのです。少なくとも日雇いの方の三分の一は残すというくらいのは考へてもよかつたと思うのです。国庫負担というものは一般会計からくる。一般会計の財源は直接税が相当の財源になつておる。累進課税が多い。累進課税というものを負担す

るのは、日の当たる階級が負担する。国庫負担が少なければその連中はもうかる。一べんに四分の一にしないでいいじゃないか。日雇い失業保険をもつとよくしなければならぬ点がたくさんある。少なくとも、そういう点は、大蔵省との論議に負けて倉石君がへこたれたとしても、松野さんみないな精鋭な方が失地回復をして、日雇いの分を三分の一残すというくらい成果はあげられるはずなんです。それをそのままほつたらかされては困る、こういう問題があると思ふ。これについては、明らかに失業をするような人に損を与えておる。これは当然責任を追及されていいことであります。ほかの委員の方々が追及されるかもしれませ

ん。追及するのが当然だと思ふ。追及しなければ私も任務を怠ると思ひますけれども、一応解決の方法として、私の試案ですけれども、それだけの分を、それだけのことを考えられて、当然失業がないように、日雇い失業者の就労のワツを、この穴埋めに、あなたが考へた案よりも一つ足して、就労日数の多いような予算を獲得される考へがあるかどうか、あるいは年末手当や何かをふやされて、これを埋められる考へがあるかどうか。それを埋められたら、あたたかい政治なんて言える資格はない。一番生活の低い日雇い労働者で、しかもそこで職安の紹介がとれなかつた失業状態にある人、その人たちの当然もらえる金をひねり取つておいて、穴埋めをしなければならぬのは全く冷たい、水みないな政治になる。そういう状態があるんだからというところが、一つのりつぱな理由であります。ところが就労日数を、もし二十

五日にこのままに今度は要求して通される御決意であつたら、それを一日を加えて二十六日にする。夏季手当あるいは年末手当を幾ら幾らに、それならそれにそれだけの分のそういう人たちの損した分を加えて、それだけのことを要求されて、職を賭して通される、そういうような覚悟をされなければ、この怠慢の補てんはつきません。済んだことを戻つてやらねばならない御意思であれば、戻つて追加払いをしていただいてもけっこうであります。しかし、それが行政上むづかしいものであれば、少なくともそのような意味で補てんされ、あたたかいという言葉を言われておりますけれども、少なくとも実態において氷のような冷たいものでない、そのような政治はともてもらいたい、その意味での御答弁をお願いしたいと思ひます。

○松野國務大臣 今回は三十五年度予算を御審議いただいて、二十八円の値上げをしたわけでありま。就労日数は二十一・五日、また年末、夏季手当について一日増というのは、三十五年の方向としても御審議いただいて、御賛成をいただいておりますわけでありま。この範囲を越えるというところは、予算の執行の中でなかなかむづかしいのではなからうか。善処するところがあれば善処いたしますけれども、一応予算の範囲というものは、まだ三十五年四月から、今からやるのですから、その範囲内で何らか方法が出てくるという時期があれば、それは私も善処いたします。今日のところは、まだそれであらかじめ予言するわけには参りません。一応御審議いただいた線で行く以外にはなからうかと思ひます。

○八木(一男)委員 衆議院で予算案は通りましたけれども、参議院ではまだ通つていません。確定しておりません。やろうと思へば今でもできるのですけれども、それはなかなか御無理であります。ですから、補正予算のときに組むなり、夏季手当のときに、大蔵省がけちけち言つたときに、こういうことがあるのだからさういふことを埋め合わせしなければならぬというところで、当然夏季手当のときに考えられ、就労のワツを何日ふやされるという強力な理由として、さういふことに最大の努力をお願いしたいと思います。さういふ御努力をなさるといふ御答弁をお願いしたいと思います。

○松野國務大臣 御意見はよく拝聴しておきます。

○八木(一男)委員 拝聴ではなしに、一つこの点は厚生大臣の御答弁を見習つていただきたいと思ふ。言うとあ何とこだというところで警戒をしておられますが、拝聴でなしに、僕はもつと大きな声で追及してもいいのですけれども、確かにそれは手落ちです。ですから、それを埋め合わせるために、少なくとも、確約はできなくとも、最大の努力を尽くしますというくらいのお言葉は賜わなければ、これは引き下がれないわけですから。

○松野國務大臣 まあよく考へて、行政に遺漏なきをいたします。

○八木(一男)委員 実はきょう厚生大臣と労働大臣のお忙しい方を二人並べたいただいて御質問したので、だいたいその点は異例であつたと思ふ。異例であつたと思ふけれども、質問を通じて、厚生行政と労働行政が非常に関連があり、両大臣がそろつていないと解

決していい問題があるということ、なまじきな私の言いでございませうが、御理解をいただけたと思ふ。その意味では、特にすべての面でございますが、社会保障関係の労働者が非常にそでにされていく状態といふことをなくすために、両大臣が協力して持つていかれるというふうなことをしていただきたいと思ひますが、これを両大臣どちらからでもけっこうであります。

○松野國務大臣 労働大臣とは公私ともに密接な関係にありますので、この点は御安心をさせていただきます。

○松野國務大臣 ただいま厚生大臣が言われた通り、公私ともに密接な関係がございませうから、今後とも連絡を密にいたします。

○八木(一男)委員 それから、あとで申し上げたいと思ひますが、申し上げにくいのですが、最近厚生省の方で諸陳情について非常に冷酷な態度をとられておる。それは会わぬというやうなことをよく言つておられる。これは大臣官房がきめておられるのかかわかりません。私にはつきり確認をいたしております。これはちまたの声であります。厚生省は非常にその点で冷酷である。ところが厚生省は非常に問題が多い。従つて、行政官としては、ほかの仕事があるから困るというやうなお立場があるから困るというやうなお立場になるでしようけれども、問題の多いいろいろなセクションを担当しておられる方としては、やはり国民の声を聞くという立場を立ててもらいたい。特に

厚生省の行政は、ほかの通産省みたいな、業者みだいな自分の力を持つていける人ではない、ほんとうに国家行政によつて何らかの仕事をしてもらいたいという熱望を持つて切願をしてる人が多い。それに対して非常に不幸な民の声を聞かない、われわれの指導する通りつてこいという態度が見えて仕方がない。私の目が目であれば、厚生省の各局長さんにあやまってはいいが目ではないと思う。そういう点について一つ厚生大臣に厳重に戒めていた。政府はやはり国民の政府である。各局も国民の局だ。ところが厚生省の担当は非常に弱い人たちが多い。弱い人たちが、あるいはたまたに無理難題もあるかもしれない。しかしそれは非常に困った立場からなる切望である。そしてほんとうにその十中九までは当然の要望であるとわれわれは思う。それを話すのはめんどくさい、会わないというような態度が多いと思う。渡邊厚生大臣は非常にフランクにお会いになつていただいておるが、厚生大臣のようなお気持ちをほかの方々にも持つていただかないと、厚生大臣のほんとうの厚生行政に対する気持が、厚生省全体に行き渡らない、厚生大臣と逆の方向をとる、そういう点をぜひお考えをいただきたいと思ひます。

それから、これは労働省、厚生省両方ですが、国会の答弁、そういうことをいやるという傾向が少しある。そういうことでは困る。いろいろな用事にかこつけていやる。重大な四法案が出ておる、そういうときには、少なくとも行政庁の長官としていろいろしなければならぬことがあることはわかつております。わかつておりますけれども、そういう案を通そうというときには、当然答弁の任に当たらないければならぬ、いついかなるときも答弁の任に当たらないければならぬという決意を持つておらなければならぬと思ひます。それを大臣の御意思であるかどうか知らないけれども、きょうはかんべんして下さいというようなことを、官房あたりで言うことがある。そういうことでは国会の審議はできません。そういうことにはならないように、これは厚生大臣が各局を御指導になつていただきたい。非常に憎悪なこと、言にくいことを申し上げましたけれども、それ以上例をあげれば幾らでもあげられますが、これは言葉を抑えまして全体にそういう傾向が非常に蔓延しておると思ひますので、そういう指導を厚生大臣がしていただきたい。御答弁願ひたいと思ひます。

○渡邊厚生大臣 御趣旨をよく体します。

○八木(一男)委員 それでは大へんおそくなりまして、質問はたくさん残っておりますから、まだ数週間ほどやらしていただくつもりでありますので、きょうの質問は百分の一ほど済んだのですけれども、ここで一応きょうは終わりたいと思ひます。

○永山委員長 この際、本日付託になりました八木一男君外十二名提出の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案

失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律

(失業保険法の一部改正)

第一条 失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「一年」を「一年六箇月」に改める。

第十七条中「百分の六十」を「百分の八十(賃金日額が三百三十円を超える場合には、その超える部分については、百分の六十)」に、「三百円」を「七百円」に改める。

第十七条の四第一項中「の百分の八十に相当する額」を削る。

第十八条第一項中「一年間」を「一年六箇月間」に改める。

第十九条中「一年」を「一年六箇月」に改める。

第二十条第一項を次のように改める。

失業保険金は、第十八条に規定する一年六箇月の期間(以下次条において受給期間という。)内において、通算して左に掲げる日数分を超えては、これを支給しない。

一 離職の日まで引き続き一年未満同一事業主に被保険者として雇用され、かつ、離職の日以前一年間に被保険者期間が通算して九箇月以下である者については、九十日分

二 離職の日まで引き続き一年未満同一事業主に被保険者として雇用され、かつ、離職の日以前一年間に被保険者期間

が通算して十箇月以上である者又は離職の日まで引き続き一年以上二年未満同一事業主に被保険者として雇用された者については、百八十日分

三 離職の日まで引き続き一年以上同一事業主に被保険者として雇用された者については、三百六十五日分

第二十条の二第三項中「第二十条第一項及び前二項」を「前条第一項」に改め、同条第一項及び第二項を削る。

第二十条の二の次に次の四条を加える。

(公共職業訓練を受ける場合における給付日数の延長)

第二十条の三 受給資格者が公共職業安定所の指示した公共職業訓練(訓練期間が一年を超えるものを除く。)を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間に限り、第二十条第一項及び前条第一項の規定により失業保険金を支給することができ

る日数(次条第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができ、その者に失業保険金を支給することができ

る日数)を超えて、その者に失業保険金を支給することができ

る。前項の場合には、第十八条第一項中「一年六箇月間」とあるのは、「二年六箇月間(受給資格者が第二十条の三第一項に規定する公共職業訓練を受ける場合において、当該公共職業訓練を受け終わるべき日とその一年六

箇月の期間を経過した日以後の日であるときは、その日までの間)と読み替へるものとする。(給付日数の延長に関する特別措置)

第二十条の四 労働大臣は、職業安定法(昭和二十二年法律第四十一号)第十九条の二に規定する職業紹介活動(以下この条において広域職業紹介活動という。)をすることを命じた場合において、当該広域職業紹介活動の命令に係る地域について、政令の定める基準に照らして必要

があるとき、その指定する期間内に限り、公共職業安定所が当該地域に係る当該広域職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であると認定する受給資格者について、政令の定める日数を限度として、第二十条第一項及び第二十条の二第一項の規定により失業保険金を支給することができ

る日数(以下この章において所定給付日数という。)を超えて、失業保険金を支給する措置を決定することができ

る。前項の規定による措置を決定しようとするときは、労働大臣は、中央職業安定審議会の意見を聞かなければならない。

公共職業安定所は、受給資格者が広域職業紹介活動により職業のある者を受け入れることが適当であるとき、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて

定めた基準によらなければな

らない。

第二十條の五 前条第一項の規定による措置に基づき所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十條の六 第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十一条第一項中「受給資格

者」を「受給資格者（第二十條の五第一項本文に規定する者を除く。）が」に改め、同項第四号中（昭和二十二年法律第四百十一号）を削る。

第二十六條の次に次の一条を加える。

（就職支度金）

第二十六條の二 受給資格者が就職するに至つた場合において、必要があると認めるときは、政府は、就職に要する費用（以下就職支度金という。）を支給することができる。但し、就職するに至つた日の前日における失業保険金の支給残日数（所定給付日数（第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合には、その措置に基づき失業保険金を支給することができた日数を所定給付日数に加えた日数。以下この条において同じ。）から当該受給資格に基づき既に失業保険金を支給した日数を差し引いた日数その日数が、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数を超えるときは、就職するに至つた日から当該受給資格に係る受給期間が満了する日までの日数）をいう。以下この条において同じ。）が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一未満である受給資格者については、この限りでない。

就職支度金の額は、左に掲げる額とする。

一 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三條、第二十三條の二及び第二十七條第一項の規定を除く。）の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三條及び第二十三條の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

給資格に基づく所定給付日数の三分の二以上である受給資格者については、失業保険金の五十日分に相当する額

二 就職するに至つた日の前日における支給残日数が当該受給資格に基づく所定給付日数の二分の一以上三分の二未満である受給資格者については、失業保険金の三十日分に相当する額

就職支度金の支給があつたときは、この法律の規定（第二十三條、第二十三條の二及び第二十七條第一項の規定を除く。）の適用については、当該就職支度金の額を失業保険金の日額で除して得た日数に相当する日数分の失業保険金の支給があつたものとみなす。

就職支度金の支給に關し必要な事項は、労働大臣が、中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを定める。

第二十三條及び第二十三條の二の規定は、就職支度金の支給について準用する。

第二十條の五 前条第一項の規定による措置に基づき所定給付日数を超えて失業保険金の支給を受けている者が、正当な事由がないと認められるにもかかわらず、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又はその指示した公共職業訓練を受けることを拒んだときは、その拒んだ日以後失業保険金を支給しない。但し、その者がその拒んだ日以後あらたに第十五条第一項の規定に該当するに至つた場合は、この限りでない。

公共職業安定所は、前項本文に規定する者について、同項に規定する正当な事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

第二十條の六 第二十條の四第一項の規定による措置が決定された場合において、その決定があつた日以後に他の地域から当該措置に係る地域に移転した者であつて、その移転について特別の事由がないと認められるものには、所定給付日数を超えては失業保険金を支給しない。

公共職業安定所は、前項に規定する者の当該移転について特別の事由があるかないかを認定しようとするときは、労働大臣が中央職業安定審議会の意見を聞いて定めた基準によらなければならない。

六條の二第五項及び第二十七條第三項に改める。

第四十七條第一項中「及び第二十七條」を「就職支度金の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び第二十七條」に改める。

（職業安定法の一部改正）

第二條 職業安定法の一部を次のように改正する。

第十九條の二を第十九條の三とし、第十九條の次に次の一条を加える。

（広域職業紹介）

第十九條の二 労働大臣は、多数の求職者が居住している地域について、雇用状況から判断して、それらの求職者がその地域においては職業に就くことが困難であると認められる場合には、求職者が他の地域において職業に就くことを促進するための職業紹介に關する計画を作成し、関係都道府県知事又は公共職業安定所長に對し、当該計画に基づいて広範囲な地域にわたり職業紹介活動をするを命ずることが出来る。

附則

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

2 改正後の失業保険法第十五條第二項、第十七條、第十七條の四第一項、第十八條第一項、第十九條、第二十條第一項及び第二十條の二第一項の規定は、この法律の施行の日以前一箇年の期間

内において失業保険法第十五條第一項の規定により受給資格を得て離職した者（この法律の施行前に失業保険金の支給を受け終つた者を除く。）についても適用する。

3 改正後の失業保険法第二十條の三の規定は、この法律の施行の際、現に、この法律の施行前に公共職業安定所の指示した公共職業訓練を受けている受給資格者についても適用する。

4 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第三條の規定により労働大臣が他の地域において職業に就くことを促進するための措置として職業紹介活動をするを命じた場合には、改正後の失業保険法第二十條の四の規定の適用については、労働大臣が改正後の職業安定法第十九條の二に規定する職業紹介活動をするを命じたものとみなす。

理由

失業者の生活条件の改善に資するため、失業保険金の給付日数及び日額並びに日雇労働被保険者に係る失業保険金の日額を増加するとともに、多数の求職者が居住している地域において、それらの求職者が職業に就くことが困難であると認められる場合に広域職業紹介活動を実施し、その場合失業保険金の給付日数をさらに延長する措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する失業保険特別会

計よりの昭和三十五年度支出は、約二百九十四億円である。

○永山委員長 ます提出者より趣旨の説明を求めます。八木一男君。

○八木(一男)議員 ただいま議題となりましてわが党提出の失業保険法及び職業安定法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由並びにその要旨を御説明申し上げます。

本案の目的は憲法第二十五条失業保険法第一条の精神に従ってその給付の改善をしようとするものであります。元来失業保険制度は失業者の生活の安定をはからんとするものであり、従ってその保険金給付はすべて再就職まで支給されかつ支給される保険金はできるだけ限り就職時の賃金に近くなるべきことが本則であります。それにもかかわらず現在の給付期間は最長のもので二百七十日であり、給付日額はわが国賃金水準が先進諸国に比してはなほだしく低位にあるにもかかわらず、その六割の水準をもって決定されており、最高日額が三百円で押えられていること、日雇失業保険金の日額が、二級はもとより一級の場合ですら、扶養家族二名以上もある場合は生活保護基準より下回るなどの実態を考えると、その内容の劣悪さに慨嘆せざるを得ない状態にあります。内容の改善は当然国庫負担増を主体とし、場合によっては保険料引き上げも考慮して行なわれるべきであります。現在のごとく失業保険特別会計の黒字の多大の累積ありかつ黒字基調の延びつつあるときは、それをあげて給付改善に充てるべきことは、およそ失業保険というものを正しく考えるもののすべての結論であります。

われわれは右の考えに基づき給付改善をはかりたいとするものであります。その内容の大綱は、まず第一に給付期間の延長であり、二カ年以上同一事業に被保険者として雇用されていた者は現在それより被保険期間五年未満百八十日、五年以上十年未満二百十日、十年以上二百七十日となっているものをすべて一律に三百六十五日にしようとするものであり、それに伴って、第十八条の支給期間を一年より一年六カ月に延長しようとするものであります。

第二に、失業保険金の日額の引き上げであり、現在は賃金日額に百分の六十を乗じたものを基準としているのに対し、賃金日額中三百三十円までの金額に対しては百分の八十を乗じ三百三十円をこえる金額に対しては百分の六十を乗じた額の合計額を失業保険金日額とすることとし、その最高金額を現在の三百円より七百元まで引き上げることとしたのであります。

第三に、日雇労働者の失業保険金の日額を現在一級二百円、二級百四十円でありましたのをそれぞれ二百二十円、百八十円に増額しようとするものであります。

第四に、日雇失業保険の待期日数を現在継続四日通算六日と相なっており、これをそれぞれ一日を減らし継続三日通算五日といたすわけであります。

第五に、失業者多発地帯において労働大臣が広域職業紹介活動を命ずることができるようになり、そのため職業安定法の一部改正をなし、その場合労働大臣が一定の条件のもとに給付日数の延長をなすことができるようにしたのであります。

第六に、一定の条件のもとに公共職業訓練を受ける失業保険受給資格者に対する給付延長をはかりたいとするものであります。

第七に、失業保険金受給資格者が失業後早期に就職した場合に、一定の条件のもとに就職支度金を支給する制度を新たに設けることにいたしましたのであります。

以上が改正の内容の要旨であります。これが実現するためには当面国庫負担は現状の通り三分の一、保険料は現在の千分の十六を維持することをもって可能であるが、さらに、この法案と一体をなすものである現在継続審議中の第三十一回国会衆議院第九号、健康保険法、労働者災害補償法、失業保険法及び厚生年金法の一部改正案すなわち五人未満事業所の社会保険強制適用の法案の具体化等のため、さらに国庫負担を増すべきものであるとのわが党の意見を明らかにして本提案の説明を終わる次第であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに大乗的にお考えをいただきます。満場一致御可決あらんことを心から要望するものでございます。(拍手)

○永山委員長 本案の質疑は後日に譲ります。

○永山委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。医薬品の配給秩序確立に関する問題について参考人より意見を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○永山委員長 御異議なしと認め、さように決しました。

なお、時日及び参考人の選定につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○永山委員長 御異議なしと認め、明日は午前九時半より開会することといたし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十八分散会